

第2章

初等中等教育の充実

総論

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠です。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、教師を取り巻く環境整備、幼児・児童・生徒に対する経済的支

援の充実、科学技術系人材を育成するための理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進、高等学校改革の推進、教科書の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、道徳教育の充実、人権教育の推進、子供の健康と安全の確保、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導体制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり、少子化に対応した活力ある学校づくりの推進、夜間中学の設置促進・充実及び学校図書館の整備充実など、様々な施策を実施しています。

第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校の教育課程の大綱的な基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものです。これまで、おおむね10年ごとに改訂してきました。近年、情報技術の急激な進展を背景とした人工知能（AI）の飛躍的な進化やグローバル化の進展等に伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきました。一人一人の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

平成29年から31年に改訂された現行の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視しています。その上で、子供たちの「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指しています。

1 学習指導要領

(1) 学習指導要領の基本的な考え方

①「社会に開かれた教育課程」の実現

学習指導要領では、教育基本法、学校教育法等を踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。そのためには、学校が社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠です。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。そこで、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性について示しています。

②「何ができるようになるか」を明確化

学習指導要領では、「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等の指導を通して子供たちに育成を目指す資質・能

力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として示し、全ての教科・科目等の目標及び内容も、この資質・能力の三つの柱で整理しています。

③「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

こうした資質・能力を子供たちに育むためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善を図っていくことが必要です。学習指導要領において、学びの質を高めていくための授業改善の視点として示しているのが、「主体的・対話的で深い学び」です。「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材などのまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、子供たちが考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で行っていくことが重要です。

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育課程は学校におけるあらゆる教育活動を支える基盤であり、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から学校の組織運営がなされる必要があります。このことを踏まえ、学習指導要領では、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるものとするについて次の三つの側面を示しています。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること

各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組むことが重要です。

⑤教育内容の主な改善事項

(ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく

必要があります。学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

(イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供を増やしていくことや子供の才能を見だし伸ばしていくことが重要です。学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上させることとしています。

(ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

(エ) 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、授業動画等を掲載する「道徳教育アーカイブ」の充実を図っています。

(オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さ等を実感するための体験活動の充実や自然の中での集団宿泊活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

(カ) 外国語教育の充実

学習指導要領では、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」）の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指しています。

小学校中学年の外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の音声面を中心とした三つの領域で外国語に慣れ親しんだ上で、高学年からは、発達の段階に応じて「読むこと」、「書くこと」を加え、教科として学習を行っています。中学校では、小学校での学びを踏まえ、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、高等学校と同様に、授業を英語で行うことを基本としています。また、高等学校では、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

(キ) 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等のICT環境を整備し、これらを適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力は、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行う力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

(ク) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、子供たちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領等に基づいて行っているものです。

平成11年8月には国旗及び国歌に関する法律が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置づけられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解が更に進められました。

学習指導要領においては、小・中学校の社会科において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これら

を尊重する態度を育てるよう指導することとしているとともに、小学校の音楽科において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。加えて、小・中・高等学校の特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。

また、平成30年4月から実施されている幼稚園教育要領においては、「国旗に親しむ」ことに加え、国歌などに親しんだりすることを新たに規定しています。なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針においても幼稚園教育要領と同様の内容が定められました。

文部科学省では、引き続き、全ての学校において学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導することとしています。

(2) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組

学習指導要領の理念を確実に実現するためには、その趣旨を広く周知するとともに、その実施に必要な人材や予算、時間、情報、施設・設備といった資源の条件整備等が必要不可欠です。

文部科学省では、趣旨の周知・徹底のため、説明会の開催や解説動画の作成、指導の参考となる様々な資料の作成等を行っています。

そのほか、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言など一つ一つの施策に引き続き取り組むとともに、学校や教師の業務の役割分担や適正化による業務負担の軽減や、教職員定数の改善や外部人材の活用を通じた学校の指導・事務体制の効果的な充実、学校におけるICT環境の整備・充実など、学習指導要領の着実な実施に取り組んでいます。

特に、令和7年度においては、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の取組を各学校で進めていくにあたっての具体的な実践イメージを分かりやすく伝えるため、好事例の具体的な実践を基に事例集「みるみる」をオンラインマガジンとして作成・公表しました。

あわせて、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について、令和4年にまとめられた有識者会議の提言を踏まえ、5年度から、特異な才能のある児童生徒の学習や生活上の困難の解消を図りつつ個性や才能の伸長に繋げるため、こうした児童生徒に係る理解の浸透や、子供たち一人一人にあった授業や学級経営の促進に係る取組を実施してきたところです。7年度からは、さらに、学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方や、相談支援体制の構築など次期学習指導要領に向けた実証研究を実施しています。

（３）学習指導要領の改善に向けた実証等

文部科学省では、今後の教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校制度を設けています。この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定した上で、現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法等を開発していこうとするものです。

これまでの研究開発の成果は、学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会における審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされており、例えば、平成29・30年の学習指導要領改訂においても、育成を目指す資質・能力、小学校における外国語教育、高等学校における新設科目である「歴史総合」、「公共」などに、その研究成果が活用されています。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める教育課程特例校制度を設けています。さらに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資する教育をより効果的に実施するため、総枠としての年間授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成・実施することができる授業時数特例校制度を設けています。

（４）次期学習指導要領に向けた検討

令和6年12月25日、中央教育審議会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」文部科学大臣より諮問しました。諮問を受け、まずは教育課程企画特別部会において教育課程の枠組みや教科横断的な事項の審議を行い、各教科別のワーキンググループ等での検討の前提となるよう、検討の結果を7年9月25日に「論点整理」として公表しました。「論点整理」においては、次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる基本的な考え方として、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることのできる、民主的で持続可能な社会の創り手を育むため、以下の通り、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の三つの方向性を示しています。

①「主体的・対話的で深い学び」の実装

「主体的・対話的で深い学び」の実装は、現行学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の視点からの

授業改善を通じた資質・能力の育成をおれずに重視し、一層の具体化・深化を図るものです。思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得することや、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装を次期学習指導要領に向けた第一の方向性としています。

このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もあるなど道半ばです。また、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られます。このため、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験を重視つつ、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤として位置づけ、抜本的な向上を図ります。

②多様性の包摂

多様性の包摂は、多様な個性や特性、背景を有する子供が顕在化している実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものです。第一の方向性との両立が不可欠な第二の方向性であり、教育課程全体を包摂的な仕組みに改めて、その具現化を図っていきます。

このため、個性・特性に応じた学びに繋がる「裁量的な時間」の実施など標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高校段階での単位制度の柔軟化等を進める方向で検討をしています。加えて、個々の児童生徒に着目した教育課程の特例を新設・拡充し、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒等のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等も検討しています。

③実現可能性の確保

第一・第二の方向性の両立は「質の高い教育を全ての子供たちに」とも言えますが、これは教師や学校にとって必ずしも容易なことではなく、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことが必要です。それゆえ、総合的な勤務環境整備等も進めつつ、第三の方向性である実現可能性の確保が重要となります。

このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、各教科ワーキング等を含む全般にわたり、教師に過度な負担・負担感が生じない、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白」を創出することで、豊かな学びにつながるよう、デジタル学習基盤のさらなる充実、教科書

や教材、指導書の改善、必要な設備の整備等、総合的な勤務環境整備と併せて検討を進めていきます。

これら三つの方向性は、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を育むための手段とも言えます。生成AIなどデジタル技術の発展が相まって、皆と同じことができることも重要ですが、独自の発想や視点にも価値が置かれつつあります。現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合えていない子供が多い状況で、入試による動機づけの低下、学習時間の減少も踏まえ、学びの動機づけのアップデートも必要です。労働市場の流動化や就業時間の長期化、マルチステージの人生モデルの転換が進む中、しなやかに「自らの人生を舵取りできる力」は不可欠です。また、内なる国際化で人口の多様性が増すとともに、SNSや生成AIの負の側面もあり社会分断も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「民主的な社会の創り手」の育成も喫緊の課題です。

このため、一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばしながら、それらを原動力として学びの動機づけを図る取組と、当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組を同時に進め、有機的に関わり合う教育課程とする必要があります。

こうした問題意識の下、学びに向かう力・人間性等の概念の整理、質の高い探究的な学びの実現、情報活用能力の抜本的向上、特別活動を中心とした主体的な社会参画に関わる教育の改善、裁量的な時間の創設等をすでに示しており、検討をさらに深めています。

これらを具体化する各教科ワーキング等での議論は令和8年夏ごろまでに取りまとめを行い、その後、教育課程部会での「審議まとめ」を経た上で、同年度中に中央教育審議会の答申がまとまるよう検討を進めています。

2 我が国の子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」、「OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」に参加しています。これらの調査結果を踏まえ、世界トップレベルの学力・学習意欲等を育むための取組を一層推進することが重要です。

（1）全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。

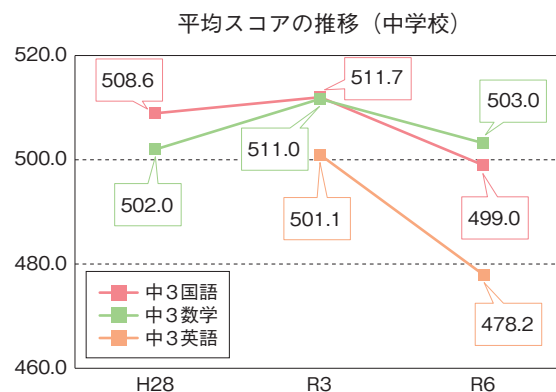
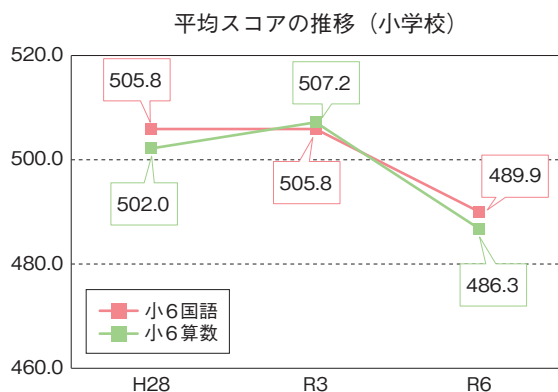
この調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②学校における個々の児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、③以上のような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善を確立すること、を目的として実施しています。教科に関する調査は、国語と算数・数学について毎年度実施するとともに、理科と中学校英語は3年に1度の頻度で実施しています。また、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問調査も行っています。

令和7年度の教科に関する調査の結果からは、国語においては、自分の考えが伝わる文章になるように根拠を明確にして書くこと、算数・数学においては、数直線上の分数を捉えることや百分率について倍を使って捉え直し表現すること、理科においては、化学変化を原子や分子のモデルで表すことなどに課題があることが分かりました。また、質問調査の結果からは、主体的・対話的で深い学びや1人1台端末の活用に関する取組に一定の成果があること、全ての教科で授業の内容がよく分かることと回答した児童生徒の割合が減少して学校の授業時間以外の勉強時間が減少傾向にあることなどが明らかになりました。

また、全国的な学力の状況や家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる目的で、全国の小学校6年生と中学校3年生の抽出された児童生徒及びその保護者を対象に実施した「令和6年度経年変化分析調査・保護者に対する調査」の結果を、7年7月に公表しました。この結果によれば、5教科のうち4教科（小学校国語・算数、中学校国語・英語）で、各教科の調査初年度を基準としてスコアの低下が見られました。この結果の理由について、本調査で得られたデータのみからは断定できませんが、家庭での勉強時間の減少、テレビゲーム・スマートフォンの使用時間の増加といった傾向が明らかになっています（図表2-2-1）。

文部科学省としては、今後公表されるPISAの2025（令和7）年調査など国際的な学力調査の状況もあわせて、調査結果の更なる分析を進めるとともに、調査結果から明らかになった課題も踏まえつつ、学習指導要領の着実な実施等の施策に取り組んでいるところです。

図表2-2-1 経年変化分析調査の平均スコアの推移



全国学力・学習状況調査のCBT（Computer Based Testing）^{*1}化については、「全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ」の「最終まとめ」で取りまとめられた基本方針、「令和7年度以降の全国学力・学習状況調査のCBTでの実施について」（8年1月改定）に基づき準備を重ねてきており、7年度は中学校理科、8年度は中学校英語をCBTで実施し、9年度からは小学校・中学校ともに全教科でCBTに移行する予定です。CBTの導入に伴い、採点工程の一部に自動採点を活用するとともに、新たにIRT（Item Response Theory：項目反応理論）^{*2}を活用した分析を行っていきます。

さらに、CBT-IRTの導入を機とした調査結果の取扱いの改善について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」および「調査結果の取扱い検討ワーキンググループ」において検討し、令和7年6月には「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」が取りまとめられ、今後の調査結果について、児童生徒の学習成果や課題が分かるような示し方に改善することや、平均正答率に加えて箱ひげ図や散布図も用いて結果を多面的に解釈できる示し方に改善すべきであること等が示されました。平成19年度の調査開始以来初めて、学校現場からの要望に応じて、夏休み前に結果を提供して学習指導の改善の取組を支援するとともに、令和7年9月には学びの改善につながるデータを丁寧に分析し、箱ひげ図やチャート等も加えて多面的に分析・解釈できる形で、都道府県・指定都市別データに基づく分析結果を公表しました。

（2）OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）

OECDでは、義務教育修了段階の15歳児（日本は高等学校1年生）が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面

で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査（PISA）」を実施しています。調査は、2000（平成12）年からおおむね3年ごとに数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの三分野について行われています。また、2015（平成27）年調査から、従来の筆記型調査からCBTへ移行しました。

2022（令和4）年調査では、日本は、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの三分野全てにおいて世界トップレベルとなりました。前回2018（平成30）年調査から、OECDの平均得点は低下した一方、日本は三分野全てにおいて前回調査より平均得点が上昇しており、読解力及び科学的リテラシーの平均得点は統計的にも有意に上昇しています（図表2-2-2）。今回の結果には、新型コロナウイルス感染症のため休校した期間が他国に比べて短かったことが影響した可能性があることが、OECDから指摘されています。このほか、

- ・学校現場において現行の学習指導要領を踏まえた授業改善が進んだこと
- ・学校におけるICT環境の整備が進み、生徒が学校でのICT機器の使用に慣れたこと

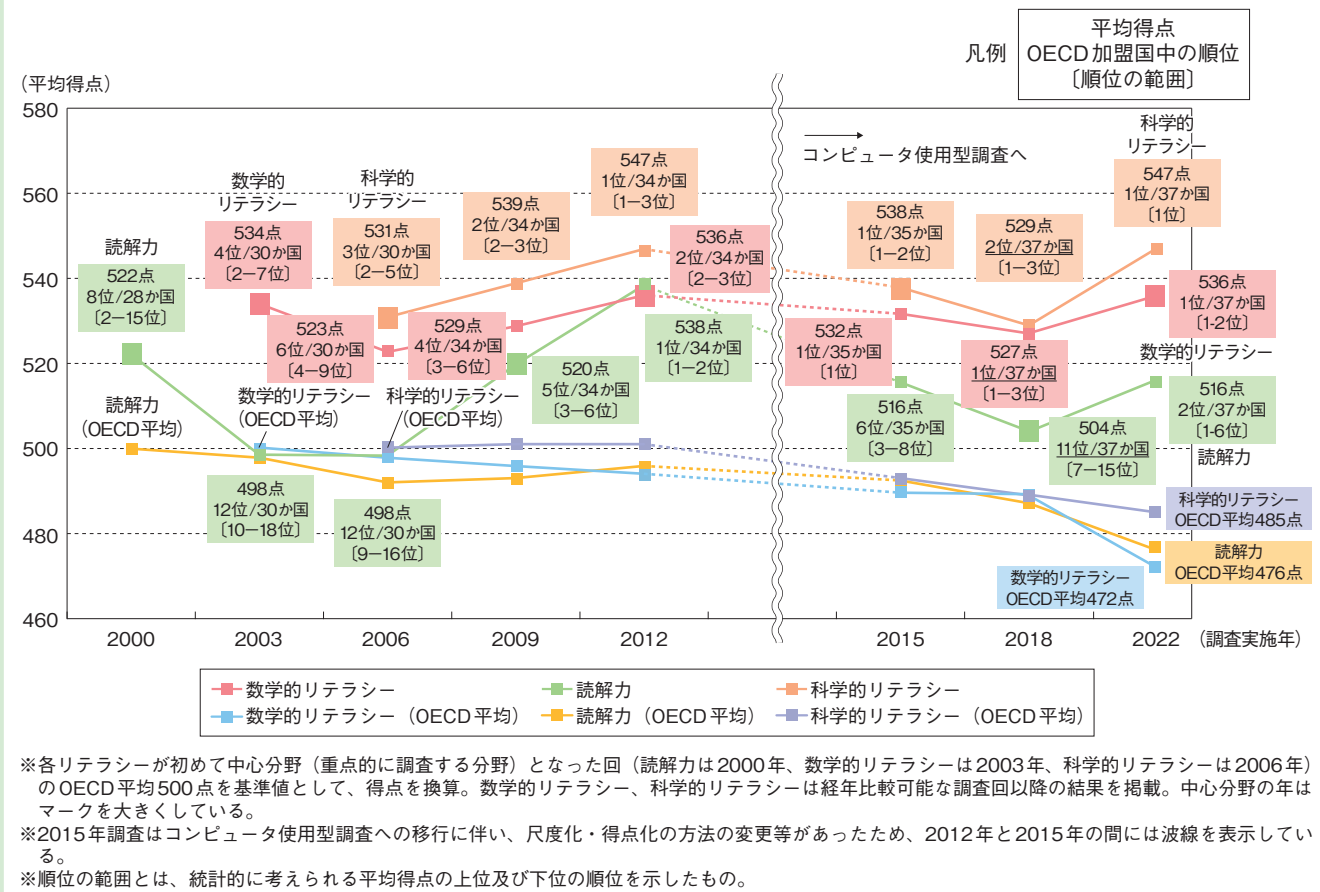
などの様々な要因や、コロナ禍にあっても対面による学校ならではの学習機会を確保した教師の努力が、複合した結果であると考えています。加えて、今回の調査結果の背景には、コロナ禍にあっても、学び続けた児童生徒の頑張りや、対面による学校ならではの学習機会を確保した教師の努力があると考えています。文部科学省としては、引き続き、学習指導要領に基づく教育を着実に実施するとともに、GIGAスクール構想と情報教育の更なる充実等を一層進めていきます（図表2-2-2）。

*1 CBT（Computer Based Testing）：コンピュータ使用型調査

*2 IRT（Item Response Theory）：項目反応理論。問題の特性（難易度や識別力等）と各児童生徒の学力を分けて考える枠組みであり、いくつかの手続を経ることで、異なる時点、問題セット、児童生徒集団等で実施した場合であっても、その結果を相互に比較できるようになる。

図表2-2-2

PISA 平均得点及び順位の推移



（3）国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）

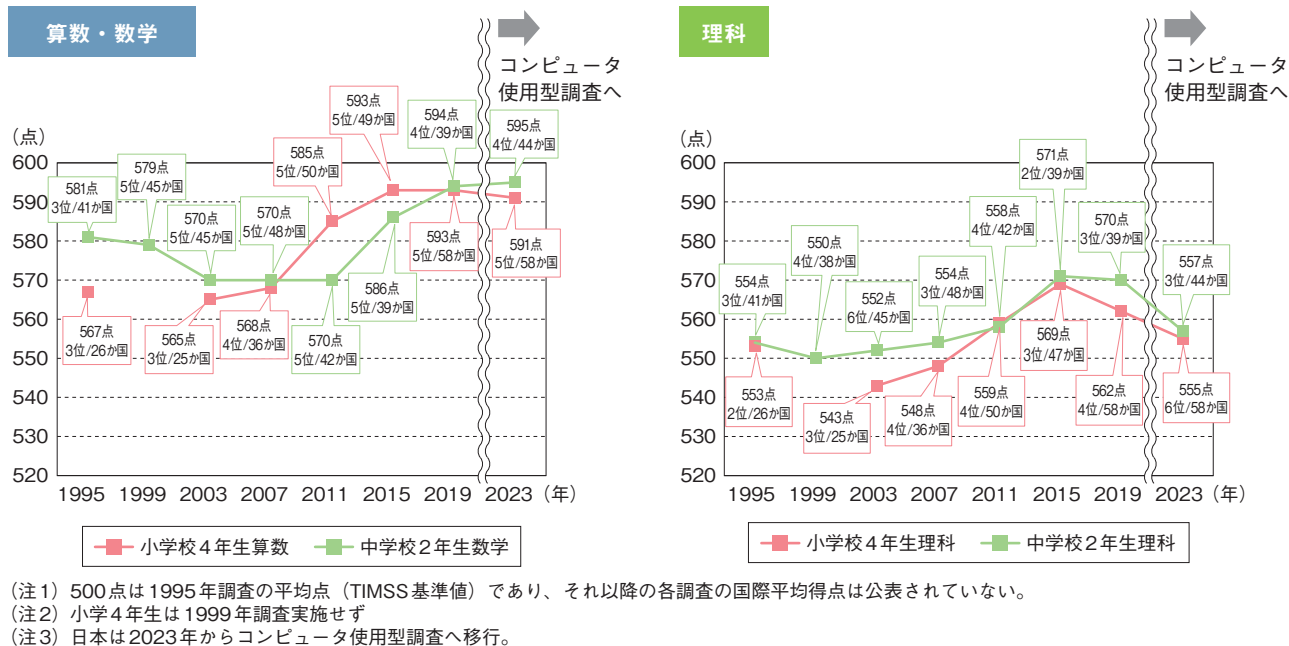
国際教育到達度評価学会（IEA）では、児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、小学校4年生、中学校2年生を対象として「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）」を4年ごとに実施しています。TIMSSは前回2019年調査からコンピュータ使用型調査（CBT）が導入されています。日本は今回初めてCBTにより参加し、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末等を活用して調査を実施しました。

2023（令和5）年調査における教科調査の結果では、

日本は、算数・数学、理科ともに、引き続き高い水準を維持しました。また、紙冊子による筆記形式で実施した前回2019年調査と同一問題の平均正答率は、全教科で同程度であり、CBTで実施したことによる平均得点への影響は小さいと考えられます。一方で、今回の調査からは、理数教科が「得意だ」と思う児童生徒の割合の減少や、理数教科の平均点及び興味・関心の男女差などの課題も明らかになりました。

文部科学省としては、今回の結果も踏まえ、課題の要因分析を行うほか、理工系人材の育成のための取組の充実等を一層進めていきます（図表2-2-3）。

図表2-2-3 TIMSS平均得点及び順位の推移



第2節 教師を取り巻く環境整備

教師が子供一人一人に向き合える学校を実現するためには、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることが不可欠であり、文部科学行政の最重要課題として教師を取り巻く環境整備を進めています。

令和6年8月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (答申)」(以下「環境整備答申」という。)では、教師の厳しい勤務実態の改善、教職の魅力の抜本的な向上に向けて、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する必要性が示されました。そして、環境整備答申等を踏まえ、7年には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第68号。以下「給特法等改正法」という。)が成立しました。

①学校における働き方改革の観点では、全ての教育委員会に働き方改革に関する計画の策定・公表を求めるとともに、総合教育会議での報告や、学校運営協議会が承認する学校の基本方針に働き方改革に関する内容を含めることを制度化するなど、働き方改革の「見える化」とPDCAサイクルを構築する仕組みを整えました。こうした計画策定や報告等は、その制度自体が目的ではなく、計画策定等を通じて働き方改革に関する対話と協働を生み出すことが目的となっています。学校や教育委員

会だけでなく、地域住民や保護者など学校を取り巻く様々な関係者と連携することで、実効性をもって働き方改革を進めていくことが重要です。令和8年度予算においても、働き方改革を加速化させていくための体制構築の支援として、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実、行政による学校問題解決の支援体制の構築、働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援に必要な経費を盛り込んでいます。

②学校の指導・運営体制の充実の観点では、給特法等改正法において、学校内外の横断的な課題に対応することが期待される主務教諭という職の新設が規定されています。さらに、中学校の学級編制標準を40人から35人に約40年ぶりに引き下げることや、養護教諭や事務職員の基礎定数の改善を盛り込んだ「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」も令和8年に成立しました。これらにより、きめ細かな指導体制の構築や学校事務の効率化が期待されます。8年度予算では、こうした制度改正に対応する教職員定数の改善に加え、小学校における教科担任制の計画的な推進や小・中学校の生徒指導体制の充実、学校統合への支援のための定数改善に必要な経費も計上しています。

③教師の処遇改善の観点では、高度専門職としての教職の魅力回復・向上させるため、令和12年度までに教職

調整額を10%へ段階的に引き上げることや、学級担任手当の加算、主務教諭に対応する新たな級の設置により役割と負担に見合う処遇を整えることが給特法等改正法により規定されました。管理職の本給改善も合わせて行っており、これらの施策についても、7年度および8

年度の予算措置に盛り込んでいます。

以上の3つの柱を一体的に進めることで、教師が健康で専門性を最大限に発揮し、子供一人一人の学びに丁寧に向き合えるような学校づくりを推進してまいります^{*3}。

第3節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

1 小学校就学前教育段階における経済的支援

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき、同年10月1日から、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育段階では、国公立学校の授業料、教科書は無償となっていますが、これら以外にも学校生活を送るための多くの費用が必要となっています。例えば、令和5年度子供の学習費調査によると、学用品費などの学校教育費や給食費などは、それぞれ公立小学校で年間約12万円、公立中学校で年間約19万円です。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、学校教育法に基づき、市町村が、学用品の給与などの援助を行う就学援助制度があります。

援助の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。要保護者に係る所要の経費については国がその一部を補助し、準要保護者に係る所要の経費については、地方財政措置が講じられています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は、近年、約14%（6から7人に1人）の水準にあり、就学援助制度は重要なものとなっています。

平成29年度からは、小学校等についても「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給できるよう制度改正を行い、地方自治体に対して入学前支給の実施を促してきました。その結果、入学前支給の実施率は、28年度は小学校5.1%、中学校9.3%でしたが、令和6年6月の調査においては小学校87.0%、中学校87.1%まで拡大しました。また、要保護者への援助については、2年6月に「オンライン学習通信費」の費目新設を行ったほか、8年度は小・中学校の「新入学児童生徒学用品費等」の単価を引き上げるなど、充実を図っています。

また、平成29年度から令和3年度までの間実施した、「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の成果等を踏まえ、4年度から、私立小中学校等に通う児童生徒が在学中に家計急変した場合の支援の仕組みを拡充し、入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援することとしています。

さらに、令和8年度より、公立小学校等を対象とした「学校給食費の抜本的な負担軽減」が始まりました^{*4}。

3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

（1）高等学校等就学支援金制度等

高等学校段階では、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）により支援しています。

就学支援金は、国公立を問わず、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が支給されています。令和2年度からは、私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準の年額39万6,000円まで大幅な引上げを行っています。5年度から、就学支援金制度において、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援できるよう、家計急変世帯への支援を開始しました。さらに7年度については、年収910万円以上世帯を対象として年額11万8,800円（支給上限額）を支給する「高校生等臨時支援金」を創設し、収入要件を事実上撤廃しました。

また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援しており、7年度は第1子の給付額を第2子以降と同額まで増額し、支援の充実を図りました。このほか、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯への支援や、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す際に就学支援金の支給期間を超えた場合の支援、在外教育施設の日本人高校生への支援等も

*3 参照：特集1

*4 参照：第2部第2章第12節、コラム4 学校給食費の抜本的な負担軽減について

行っています。

(2) 令和8年度からの新たな支援

就学支援金については、第221回国会において、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正等を行い、令和8年4月から新しい制度が開始しています。高校教育には将来の日本社会を担う人材を育成・輩出することがより一層期待されており、経済的事情はもとより、公立・私立の別に関わりなく、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を行っていくことが求められています。今回の制度改正は、こうした高校教育を取り巻く背景を踏まえて、将来の日本社会を担う人材を育成するため、授業料の支援を拡充することにより、生徒の学びの選択肢を広げることを目的としています。

具体的には、受給資格に係る所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととしました。また、支給限度額についても引き上げを行い、私立の全日制高等学校に通う生徒に対しては、限度額を45万7,200円に引き上げました。

加えて、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を

育成するという改正後の目的に照らし、支給対象者を、日本国籍を有する者に加え、特別永住者及び永住者の在留資格を有する者、家族滞在のうち一部の要件を満たす者等としました。また、同様の観点から、支給対象高等学校等について、各種学校のうち、外国人を専ら対象にするものである、いわゆる外国人学校を対象外としました。なお、新たな制度の対象外となる外国籍生徒及び外国人学校の生徒についても、予算事業である「高校生等・新修学支援」により、要件を満たす場合は従前と同等の支援が受けられるように措置しています。

また、政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

この授業料支援の拡充にあわせて、高校生等奨学給付金についても令和8年度から、支援の対象を中所得層（年収約490万円程度）まで拡充しています。文部科学省としては、引き続き、高等学校段階に係る教育費負担軽減に取り組んでまいります。

第4節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進

1 理数好きな子供の増加につながる取組

文部科学省では、理数教育を着実に実施するため、教員によって負担の大きい実験の準備・調整等の業務を軽減するための理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めています。また、小・中学校における、算数・数学、理科の児童生徒の興味関心を高めるために、その指導法の開発や取組の調査・分析を行い、それらの成果を全国に展開すること等を実施しています。

科学技術振興機構（JST）では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等を通して女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」等の取組を実施しています。

2 子供の才能を見だし伸ばす取組の充実

文部科学省では、平成14年度から、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し、JSTを通じて支援を行うこと

で、生徒の科学的な探究能力などを培い、将来の国際的な科学技術人材の育成を図っています。令和8年度においては全国233校の高等学校等が理科・数学等の自然科学分野や、自然科学と人文・社会科学との融合分野に重点を置いた、カリキュラムの開発・実践や課題研究、観察・実験等による体験的・問題解決的な学習等を実施することになっています。

JSTは、初等中等教育（小学校高学年～高校生）段階において理数系に優れた意欲・能力を持つ児童生徒を対象に、その能力のさらなる伸長を図る育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を「次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）」に選定し、支援しています。さらに、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学等における筆記・実技の総合力を競う場として、中学生を対象とした「第13回科学の甲子園ジュニア全国大会」を兵庫県立武道館で開催し、千葉県代表チームが優勝しました。また、高校生等を対象とした「第15回科学の甲子園全国大会」をつくば国際会議場、つくばパピオで開催し、岡山県代表の岡山県立岡山朝日高等学校が優勝しました。

このほか、JSTでは、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国際科学オリンピックの国内大会の参加者数は、令和7年度は1万7,816人と

なっています。同年度の国際科学オリンピックの日本代表選手は、金メダル8個、銀メダル19個、銅メダル1個の

合計28個のメダルを獲得しました。

第5節 グローバル社会における人材育成に向けた教育の充実

1 グローバル社会の中で特に求められる力

「第4期教育振興基本計画」においては、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが目標に掲げられています。

これらを踏まえ、文部科学省では初等中等教育段階から国際的な視野を持ちグローバルに活躍できる人材を育成するため、以下に述べるように小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の留学・国際交流の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組むとともに、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

2 英語をはじめとした外国語教育の強化

AIにより手軽に翻訳が可能となる時代であっても、グローバル化が進む中で、外国語教育を通じて異なる言語や文化、コミュニケーションへの深い理解を育み、多様な他者と協働できる資質・能力を育成することは重要です。文部科学省では、学校教育における取組として、学習指導要領の着実な実施を支える教育環境の整備に努めており、小学校中学年の外国語活動に対応する教材“Let's Try！”の全学校への配布や、教師の英語力・指導力向上のためのオンライン研修を実施しています。さらに、AIを英語の授業等で活用するモデル構築や実践事例の蓄積・発信を行っているほか、文部科学省CBTシステム（MEXCBT）にCEFR^{*5}レベルと紐づけた英語の「話すこと」等の問題を搭載したり、文部科学省のYouTubeチャンネル「mextchannel」に優れた授業の実践例や指導のポイントをまとめた動画を掲載したりするなど、授業改善に向けた支援を行っています。

こうした取組に加え、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進

するなど、外国語指導助手（ALT）の配置充実に努めています。

また、英語以外の外国語についても、学習指導要領に基づいたカリキュラムの研究や研修等を支援する「グローバル化に対応した多様な外国語教育推進事業」を実施しています。

3 高校生の留学・国際交流

（1）高校生留学の促進等

令和5年4月に教育未来創造会議において、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」が取りまとめられ、高校段階から大学院までを通じて、短期から長期までの日本人の留学について段階的な取組を促進すること、大学等だけでなく高校段階における留学生の受入れを促進することが示されました。「第4期教育振興基本計画」において、2033年までに、日本人高校生の海外留学生数について12万人、日本の高校への外国人留学生数について2万人を目指す指標が定められています。また、6年6月に文部科学省に設置された「Global×Innovation人材育成フォーラム」において、産学官の委員により、若者の多様な成長を支える留学機会の提供のほか、初等中等教育段階の国際交流等についても議論がなされ、6月に「最終まとめ」を公表しました。

文部科学省では、従前から高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材育成の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。具体的には、自治体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を年間1,700人程度の高校生を対象に実施するほか、都道府県における高校生留学を推進するため、留学への関心を喚起するための啓発活動、留学に関する相談、教員向けの研修やオンラインでの国際交流等を支援し、留学への機運醸成に取り組んでいます。

また、「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージ「新・日本代表プログラム」において高校段階からの留学への支援を充実させ、令和5年度から5年間で4,000人を派遣していきます。地域の産学官が共創したグローバル人材育成の取組を支援する「拠点形成支援事業」では、5年度の3県、6年度の2県に続き、7年度は6府県採択し、計11

*5 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment）

地域となりました。

加えて、海外留学を安全に実施するため、令和5年6月に「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を策定しています。

(2) 外国人高校生の受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ステップアップ事業」を実施しています。令和7年度は14か国100人の高校生を招致しました。

また、アジア諸国、G7各国を中心に日本語を学ぶ高校生を約4か月間日本全国の高校に招へいする「アジア高校生架け橋プロジェクト+」を実施しました。令和7年度は25か国・地域から100名の高校生が来日し、ホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合うほか、新たに留学生と日本人生徒が参加する合宿形式での国際交流キャンプを実施し、国際交流を深めました。

4 高等学校におけるグローバル人材育成の取組

本章第7節 2 (3) を参照。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア (IB: International Baccalaureate) は、IB機構が提供する国際的な教育プログラムです。IBの教育理念や手法は、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適しています。また、高校レベルのディプロマ・プログラムでは、国際的に通用する大学入学資格 (IB資格) を取得可能であり、IB資格は世界の大学入学者選抜で広く活用されています。

IBの導入が進むことで、生徒の進路の多様化や、IBの特徴的な教育手法やカリキュラムが日本の初等中等教育における好事例となり、その質の向上も期待されます。文部科学省では、平成30年度から「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」*⁶を設立し、情報共有プラットフォームの構築、IBの導入を検討する学校や教育委員会等への支援、

国内大学におけるIBの理解促進等に取り組み、令和8年3月現在、我が国におけるIB認定校等は265校となっています。5年度からは、IBの教育効果等の調査研究や好事例の波及等を通じて、更なる普及・促進を図っています。

6 在外教育施設における教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人が子供を海外に同伴しており、在外教育施設 (日本人学校、私立在外教育施設及び補習授業校) における教育の充実等を通じて、こうした子供たちの教育を受ける機会を保障することが重要になっています。令和7年4月現在で、日本人学校に通う子供については約1.6万人、また、補習授業校に通う子供は約2.1万人となっています。このように在外教育施設の機能強化が必要となるなか、4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」*⁷が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。本基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策を示しています。

文部科学省では、在外教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校への教師派遣、義務教育教科書の無償給与、教材整備、通信教育の支援等を実施しています。

日本人学校や補習授業校への教師派遣については、日本国内の小中学校等の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、将来日本国内で正規採用教諭を目指す方をプレ派遣教師として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教師の一層の確保に努めています。令和7年度は現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師合わせて1,319人が在外教育施設の教育に従事しました。なお、エビデンスに基づく政策立案 (EBPM: Evidence-Based Policy Making) を推進する総務省との実証的共同研究の一環として3年度に実施した「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」*⁸では、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上につながるものであるとのエビデンスが示されています。

*6 参照: <https://ibconsortium.mext.go.jp>

*7 参照: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01928.html

*8 参照: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html

また、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するため、在外教育施設においても日本国内と同等の教育環境を整備する必要があります。そのため、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、日本人学校及び私立在外教育施設における1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に対する支援に係る費用を補助するため、令和5年度、6年度及び7年度補正予算において必要な経費を措置しています。

このほか、文部科学省では、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、「在外教育アドバイザー」を設置して教育・運営に係る指導・助言を行うなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでいます。7年度においては、在外教育支援センターを実証的に設置し、在外教育施設のオンラインによるネットワーク化や支援人材のマッチングを行い、在外教育施設における特色ある教育活動を支援しています。

また、外国における災害、テロ、感染症等に対応するため、在外教育施設派遣教師のための安否確認システムの運用や安全対策資料の配布等を行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外公館等と緊密な連携を図り、教職員や子供の安全確保に努めています。なお、在外教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ウェブサイト（通称「CLARINET：クラリネット」^{*9)}）に掲載しています。

7 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

（1）公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

国際化の進展に伴って国境を越えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒に対する支援がより一層重要となっています。

令和6年4月1日から7年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、8,358人です。

また、日本に在留する外国人が令和7年6月末現在約396万人と前年末と比べ増加し、過去最多を記録している中、公立学校に在籍する外国人児童生徒は同年5月1日現在15万1,118人であり、前年度と比べて1万2,404人増加しています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、7年5月1日現在8万4,759人であり、5年度と比べて1万5,636人増加しています。さらに、7年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、約9,200人の外国人の子供が不就学の可能性があるこ

とがわかり課題となっています。

（2）帰国児童生徒・外国人の子供等への支援施策

こうした状況も踏まえ、帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。そのため、文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいます。

- ①「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
- ②就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施（外国人の子供の就学促進事業）
- ③日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年4月から、高等学校段階：令和5年4月から）
- ④公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善
- ⑤受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ⑥外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示す「外国人児童生徒受入れの手引」や「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」及び「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を普及

*9 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

- ⑧外国人児童生徒等の言語能力を的確に評価し、指導目標や指導内容を決定することができるよう、「対話型アセスメントDLA」、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし」を普及。対面でのアセスメントが難しい散在地域等においてもDLAを実施することができるよう、「オンラインアセスメントマニュアル」を普及
- ⑨外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」を普及するとともに、教職員支援機構（NITS）において、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、指導者養成研修を実施

- ⑩教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施
- ⑪外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開するとともに、外国人児童生徒等向けの学習教材・文書作成等に利用されるポータルサイトを運営。
- ⑫高等学校等における外国人生徒等に対するキャリア教育・支援の取組が促進するよう、調査やヒアリング、実践の創出を行い、実践ポイント集を作成・普及

第6節 キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

（1）初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在等に見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

例えば、「小・中・高等学校等における起業体験推進事業」において、チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指しています。

また、厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」を合同開催しその中で、キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進

連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施することで、先進的な取組を全国へ普及・啓発しています。

（2）職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップは、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、①異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、②生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、③学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、④職業の現場における実際の知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、令和6年度の実施率が79.9%、公立高等学校（全日制及び定時制）における同年度のインターンシップ実施率は75.2%となっていますが、職場体験やインターンシップには、高い教育効果が期待されるため、実施率のさらなる向上が今後の課題となります。

2 職業教育の推進

（1）専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。令和7年5月現在、専

門高校の数は1,440校、生徒数は約48万人であり、高等学校の生徒数全体の約16.9%を占めています。また、生徒の進路状況は、7年3月卒業者のうち、大学等への進学者約26.3%、専門学校等への進学者約24.1%、就職者約47.2%と多様です。

（2）専門高校における教育内容の充実

①学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けた取組

高等学校学習指導要領の職業に関する教科については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容の充実を図っています。また、職業人に求められる倫理観に関する指導を引き続き重視するとともに、教科の特質に応じて、六次産業化など経営感覚の醸成に関わる内容、技術の高度化や情報技術の進展に対応する内容、環境保全に関する内容等を充実しています。なお現在、中央教育審議会において次期学習指導要領の改訂に向けた議論が行われており、令和8年度中に答申がまとまるよう検討を進めています。

②特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

DX、六次産業化等により、産業構造・仕事内容が急速に変化する中、専門高校においては産業界の変化に即応した職業人材育成が求められています。そこで、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となり、地域の持続的な成長をけん引する最先端の職業人材育成推進のため、令和3年度から「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」を実施し、6年度からは「先進的取組型」「連携体制強化型」として、その実践モデルを全国に普及させる取組を実施しました。

（3）専門高校活性化に資する取組

①全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催しています。令和7年度は福島県において開催し、産業教育の魅力を発信するフェアとなりました。なお、8年度は佐賀県で開催します。

②教員研修の充実

教職員支援機構（NITS）等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員などを対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修等を行っています。

③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づいて、必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

（4）専修学校高等課程（高等専修学校）における取組

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かして社会的要請に弾力的に応える教育を行うことにより、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、不登校や中途退学を経験している生徒、発達障害のある生徒等、支援が必要な生徒を受け入れる学校も多く、その社会的・職業的自立に向けて積極的に対応しています。

さらに、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備等の経費を支援することにより、デジタル等成長分野や各分野のデジタル化を支える人材育成にも貢献しています。

同課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが期待されています。

3 高等学校卒業後の就職の状況

高校生の就職については、令和7年3月新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は98.0%（7年3月現在）となり、前年同時期と同値となりました。卒業までに就職に至らなかった生徒には、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続してきました。文部科学省では、学校とハローワークが連携した就職支援を促すなど、厚生労働省・関連経済団体等と連携して、高等学校卒業者の就職支援に取り組んでいます。

第7節 高等学校改革の推進

1 高等学校教育をめぐる現状

高等学校は、進学率が約99%に達し、今日では中学校

を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関として、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化しています。

また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの急激な変化、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じています。さらに、今後見込まれる15歳人口の減少によって、高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれます。

このように高等学校教育を取り巻く状況が変化中、これから我が国を担う高校生が、自己の在り方や生き方を考えながら、国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばすとともに、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるようにすることが重要です。

2 新時代に対応した高等学校改革

(1) 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革について

文部科学省では、令和2年11月に取りまとめられた「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ」や3年1月に取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」等を踏まえ、同年3月に「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」を公布し、高等学校の魅力化・特色化や、高等学校通信教育の質保証等の実現に向けて、所要の規定を整備しました。制度改革の主な内容は以下のとおりです。

- ・各高等学校の特色化・魅力化を実現するため、高等学校が「三つの方針」（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。加えて、高等学校は、当該学校における教育活動その他学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めること。
- ・また、普通科改革として、普通教育を主とする学科について、従来の普通科に加えて、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などの学科を設置可能とする。
- ・高等学校通信教育の質保証に向けて、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化（通信教育実施計画の作成、同時に面接指導を受ける生徒数の明確化等）、サテライト施設の教育水準の確保（サテライト施設を通信教育連携協力施設として法的に位置づけること等）、主体的な学校改善の徹底（サテライト施設を含めた学校評価の充実、教育活動等の情報の公表等）に関する取組を行うこと。
- ・多様な学習ニーズへの対応のため、学校間連携制度の対象拡大、少年院の矯正教育の単位認定、単位制課程における教育課程の公表等を行うこと。

さらに、通信制高等学校については、令和4年8月に「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」において、審議まとめが取りまとめられました。本審議まとめを踏まえ、同年12月に、通信制高等学校の指導体制について、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1人以上必要であるとするなどの制度改革を行い、5年4月1日から施行されています。また、同年2月には、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂を行ったところであります。

前述の「1 高等学校教育をめぐる現状」を踏まえ、今後の高等学校教育の在り方について検討を重ねるため、令和4年10月に中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループでは、高等学校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点から検討）、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進等について議論いただき、5年8月に「中間まとめ」が取りまとめられました。

この「中間まとめ」を踏まえ、令和6年2月に省令や通知等を改正し、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会確保のため、各学校長の判断で遠隔授業や通信教育を行うことを可能とするとともに、遠隔授業における受信側の教室等の教員配置や対面により行う授業の時間数の弾力化を行いました。その後も、これからの高等学校教育の在り方について、これまでの成果や課題を整理しながら、具体的方策等について議論を深め、7年2月に「審議まとめ」が取りまとめられました。

(2) 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の公表と高等学校教育改革促進基金の創設

2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化し、現在の人材供給トレンドが続けば、労働力需給ギャップが生じる可能性がある指摘されています。一方、どのような社会になっても、生徒の多様な個性やニーズに応え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばしていくことは重要であり、また、家庭の経済状況等に左右されることなく、生徒が希望する進路をたどり、ひいては、それが我が国の経済・社会の基盤を強いものとしていくことにつながるものが求められます。

このため、令和8年2月に2040年に向けた「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）を公表しました。さらに、グランドデザインの確実な実装を図るため、各都道府県において今後本格化する高等学校教育改革実行計画の策定等に先立ち、全国及び都道府県全域の高校教育改革の牽引役とな

る公立高等学校等（以下「改革先導拠点」という。）を創出する取組を支援します^{*10}。

（３）高等学校の特色化・魅力化に向けた取組

①高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校に対し、必要な環境整備等の経費を支援する事業を実施しています。

②新時代に対応した高等学校改革推進事業

上記の制度改正も踏まえ、令和４年度から、普通科改革や教科等横断的な学びに取り組む高等学校を支援しています。加えて、これらの学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する事業を実施しています。

③各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

地理的状况や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現するため、遠隔授業や通信による教育方法の活用や学校間連携の推進を通じ、生徒の多

様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備を行う事業を実施しています。

④WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

Society 5.0において共通して求められる力を基盤として、将来、新たな社会をけん引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげる事業を実施しています。

（４）「高校生のための学びの基礎診断」による基礎学力の定着及び学習意欲の喚起

平成31年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」制度の運用を開始しました^{*11}。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握するツールの一つとして、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実等に活用されることにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

*10 参照：第２部第２章第７節 コラム３ 高校教育の振興方策について

*11 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm

高校教育の振興方策について

(1) 高校教育改革の基本方針（ブランドデザイン）

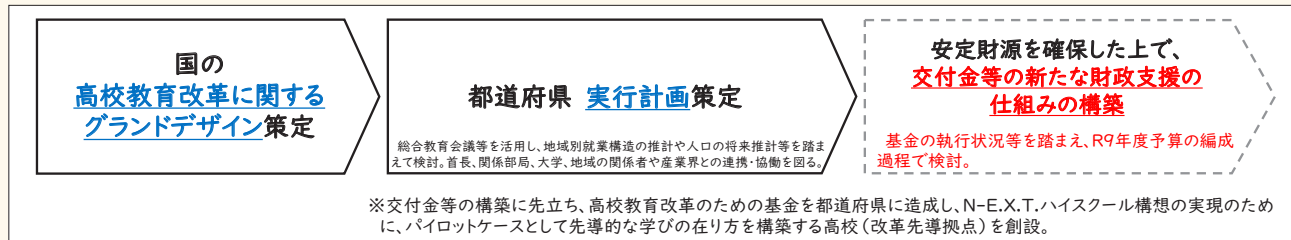
ブランドデザインでは、改革の視点として、以下の3つの視点を示しています。また、各視点の実現に向けて、例えば、視点1の実現に向けた「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会の確保、視点2の実現に向けた探究・文理横断・実践的な学びの充実や専門高校の機能強化・高度化、視点3の実現に向けた全国どこにいても多様で質の高い学びの保障や、小規模校を含む遠隔授業等の推進等を示しています。

断・実践的な学びの充実や専門高校の機能強化・高度化、視点3の実現に向けた全国どこにいても多様で質の高い学びの保障や、小規模校を含む遠隔授業等の推進等を示しています。

視点1 不確実な時代を自立して生きていく 主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長	視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成	視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保
学びの在り方の転換 (New Transformation) - リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現 - スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた教育活動の改善、公表 - 高校教育と一貫した大学教育改革（主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等）	最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化 (New Excellence) - 探究・文理横断・実践的な学び、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実 - 理数・文系的素養やAIを使いこなす力を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感 - 各高校の特色化・魅力化 - 学科構成の見直し、専門高校の機能強化・高度化、グローバル人材の育成 「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成	学ぶ機会・アクセスの確保 (New Education) - 全国どこにいても多様で質の高い学びを保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す（地理的アクセスの確保、都道府県の実情等に合わせた学校配置・規模の適正化、小規模校を含む遠隔授業等の推進） - 通信制高校の教育の質の確保・向上 - 不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導が必要な生徒への教育の充実

今後は、ブランドデザインを踏まえ、都道府県において高校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）を策定されていく予定となっています。策定に当たっては、教育委員会だけでなく、首長、関係部局、大学、地域の関係

者や産業界との連携・協働を図ることが重要です。国としては、実行計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築に取り組むこととしています。



また、ブランドデザインでは、新しい学校のイメージとして、「専門高校の機能強化・高度化を通じた、地域発のイノベーションを興すことのできる人材の育成」、「普通科改革を通じた、文理の双方の素養を有する人材の育成」、

「地理的アクセス・多様な学びの確保に向けた、遠隔授業等の推進」の3つの類型を掲げ、これらの実現に向けて交付金等の対象となる取組例を示すとともに、2040年までに達成を目指す目標も示しています。

専門高校の機能強化・高度化 (アドバンス・エッセンシャルワーカーの育成等)	普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 (文理の双方の素養を有する人材の育成等)	地理的アクセス・多様な学びの確保
（学校のイメージ） 地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校	（学校のイメージ） 文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校	（学校のイメージ） 学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校
（取組例） - ビジネス経験の必修化 - ものづくりから流通まで一体的な学びの実践 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保	（取組例） - 実社会につながる生きた授業の実践 - 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備 - 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築	（取組例） - 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保 - 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供 - 他の学校種との連携の充実
これらの取組の一環として、 留学支援を含むグローバル人材育成支援 や、 学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援 などについて取り組む。		
2040年までに達成を目指す目標		
【職業教育の高度化・魅力の強化関係】 - 地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100% - 少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準	【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】 - 文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100% - 普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度	【多様な学びの確保関係】 - 学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上 - 高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

(2) 高等学校教育改革促進基金の創設

ブランドデザインの公表に合わせ、令和8年2月13日に、「令和7年度産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の公募を開始しました。本事業では、ブランドデザインの確実な実装を図るため、各都道府県において今後本格化する実行計画の策定等に先立ち、全国及び都道府県全域の高校教育改革の牽引役となる改革先導拠点を創出する取組を支援することとしています。補助率は10分の10、つまり全額が国費負担とするな

ど、特に重要な政策課題の一つとして位置づけています。

各都道府県においては、これらの類型の全てについて改革先導拠点を一つは創出することを目指し、類型ごとに1拠点ずつ合計3拠点を申請いただきます（改革先導拠点の設置目的や改革目標が異なる場合は、最大4拠点まで申請可能）。今後のスケジュールとしては、令和8年5月15日まで事業計画を受け付け、順次審査・採択を行った後、各都道府県及び改革先導拠点となる高校等において取組を開始いただく予定です。

**各都道府県に基金を設置し、類型に応じた
高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。**

	アドバンスド・エッセンシャルワーカー等 育成支援	理数系人材育成支援	多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保
改革先導校の類型	- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。 - 技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現する。	- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。 - 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現する。	- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。 - 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現する。
内容取組	学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されことなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組、探究活動の深化による多様な進路に向けた支援を行う。 - 学科・コースの再編、学校設定科目の新設 - 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等） - 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用 - グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築		

(3) 通信制高校の振興方策

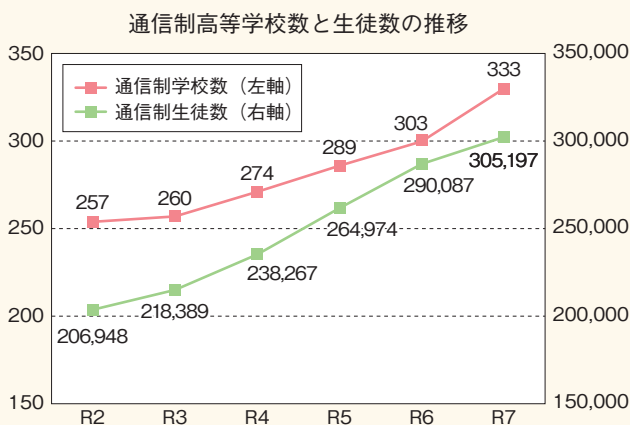
通信制高校は、勤労青年への高校教育の機会の提供だけでなく、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして、近年では、不登校経験など多様な背景を有する生徒に対して学習機会を提供する役割も担っています。学校数や生徒数については、令和2年度時点では学校数257校、生徒数206,948人だったところ、令和7年度においては学校数333校、生徒数305,197人となり増加傾向にあります。

一方で、一部の学校においては、例えば、学習指導要領で定める面接指導回数が不足していたり、オンラインのみで面接指導を実施していたりするなどの不適切な学校運営や教育活動の実態があることが指摘されています。

こうした課題を改善するため、これまで、高校通信教育に関するガイドラインの策定や設置認可基準に係る標準例の提示等を行ってまいりました。また、各所轄庁における広域通信制高等学校の設置認可状況等を把握するため、「私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査」を行い、設置認可等を行うに当たっての留意事項について周知するとともに、所轄庁独自の認可基準の策定や見直しを行うことや、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと、過大な収容定員を設定することのないよう、改めて収容定員の見直しを行うことについても依頼したところ です。

さらに、文部科学省では所轄庁と合同で行う点検調査を実施しており、今後、点検調査の実施件数を増やしつつ、集中的に行っていくことを予定しており、点検調査の結果についても、所轄庁だけでなく、サテライト施設が所在する都道府県にも共有していきます。あわせて、通信制高校への進学を検討する生徒や保護者が適切な情報を得られるとともに、所轄庁が指導・監督する際に活用できるよう、各校の情報の公表状況を把握した上で、ホームページ上で一覧化する仕組みの構築など必要な取組を進めます。

引き続き、関係する地方自治体相互間の連携協力を促すため、国も指導・助言などの伴走支援により、通信制高校の更なる管理運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいきます。

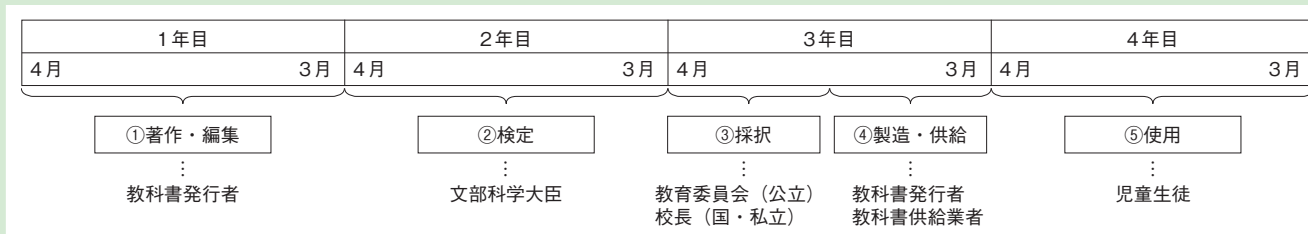


第8節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等にお

いては、教科書を使用しなければならないとされています。教科書は、次のような過程を経て、児童生徒の元に届けられ、使用されています（図表2-2-4、図表2-2-5）。

図表2-2-4 教科書が使用されるまで



図表2-2-5 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				△
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎				◎				◎
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定	◎	◎				◎			
		採 択			△	△			△		
		使用開始			○	○				○	
	主として 中学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始	○			○	○				○
	主として 高学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択	△			△	△				△
		使用開始		○			○	○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）

▲：前年度の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度/令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、各分野の専門的な知見を有する教科用図書検定調査

審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われています。

国民の教科書に対する高い関心に応え、教科書への信頼を確保するとともに、検定への一層の理解を得るため、検定結果の公開を行い、透明性の確保を図っています。令和7年度は、6年度に行った中学校用及び高等学校（主として低学年）用教科書の検定結果を公開しました。8年度には、主に、平成30年に公示された学習指導要領に基づく、高等学校（主として高学年）用の教科書検定を行うことと

しています。

2 教科書採択

教科書採択は、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。）では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国・公立大学法人が設置する学校・私立学校ではこれらの学校の校長の権限と責任により行われています。例えば、公立の小・中学校等において使用される教科書の採択は、都道府県教育委員会が設定した採択地区及び種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

そして、採択においては、教科書の内容に関する調査研究を行うとともに、静ひつな採択環境を確保することが求められます。また、採択権者は、教科書を採択したときは、法令に基づいて、採択結果・理由等を公表するように努めることが求められます。文部科学省では、各教育委員会に対して、採択の公正性・透明性の確保、採択事務のルール化等の採択手続の明確化など、採択のより一層の改善に努めるように指導するとともに、各教科書発行者に対しても、公正性・透明性の確保に万全を期すよう通知しています。

令和7年度には、高等学校（主として低学年）用教科書の採択が行われました。

3 義務教育教科書無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、昭和38年度から日本国憲法第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として実施されています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科書であり、令和7年度には約472億円の予算が計上され、合計約1億冊の教科書が給与されました。

4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるように拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、令和7年

度に使用される小・中学校用の検定教科書のほぼ全点について、標準規格に適合する拡大教科書が必要な児童生徒に供給されています（図表2-2-6）。また、児童生徒一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体等に対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。

図表2-2-6 拡大教科書の発行点数（令和7年度）

	点 数		拡大教科書 / 検定教科書
	拡大教科書	検定教科書	
小 学 校	259	259	100%
中 学 校	138	142	97.2%
高等学校	44	658	6.7%
合 計	441	1,059	

このほか、発達障害等により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒や、令和6年7月19日より施行された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により新たに提供の対象となった日本語に通じない児童生徒に対しては、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材を提供できるよう、関係協力団体（大学・NPO法人等）に調査研究を委託し、成果物である音声教材を無償提供しているほか、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及推進のための会議を開催しています。

5 学習者用デジタル教科書

令和元年度から使用できるようになった、現行法令における「教科用図書代替教材」としてのデジタル教科書は、GIGAスクール構想と並行しつつ、児童生徒の学びを充実させて学びの可能性を広げる一つのツールとして活用を促進すべく、全国的な実証事業を実施するとともに、学年・教科を限定して段階的な提供を進めてきました。また、令和7年9月には、中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループによる審議まとめにおいて、教科書の形態として紙だけでなくデジタルによるものも認める等、教科書の内容を児童生徒にとってより分かりやすくするための制度改正の方向性が示されました。審議まとめの方向性を踏まえ、令和8年4月、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタルな形態を含む新しい教科書を使用できるようにすること等を内容とした「学校教育法等の一部を改正する法律案」を衆議院に提出し、同年6月、同法律案は参議院本会議において可決・成立しました。

第9節 いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応

1 生徒指導上の諸課題

(1) 生徒指導の在り方

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。

一方、いじめの問題や少年による重大事件などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会等を通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題の実態把握に努めています。令和6年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約12万9,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約76万9,000件、いじめの重大事態の件数は1,404件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は約42万2,000人となっています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒等の措置も含めた毅然とした対応を取るとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、警察・法務局・児童相談所等の関係機関の理解と協力を得て地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めていくことが重要です。

文部科学省では、生徒指導上の諸課題の深刻化やいじめ防止対策推進法等の関連法規の施行等を踏まえ、令和4年12月には、学校・教員向けの生徒指導の基本書である「生徒指導提要」を改訂し、その改訂内容の現場への周知を進めています。また、7年には公立中学校400校及び公立高等学校400校を対象に、「校則等の見直し状況調査」を実施しました。今回の調査では、調査対象校のうち約91%の学校が令和元年度以降に校則等の制定又は変更を実施したことや、校則等の制定又は変更を行ったと回答した学校のうち、約85%が生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けていることが明らかになったところです。今回の調査結果を踏まえ、改訂版「生徒指導提要」等を参考としながら、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し

等が適切に行われるよう各教育委員会等へ通知を発出しています。

(2) いじめ防止対策

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）においては、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条第1項）と定義されています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

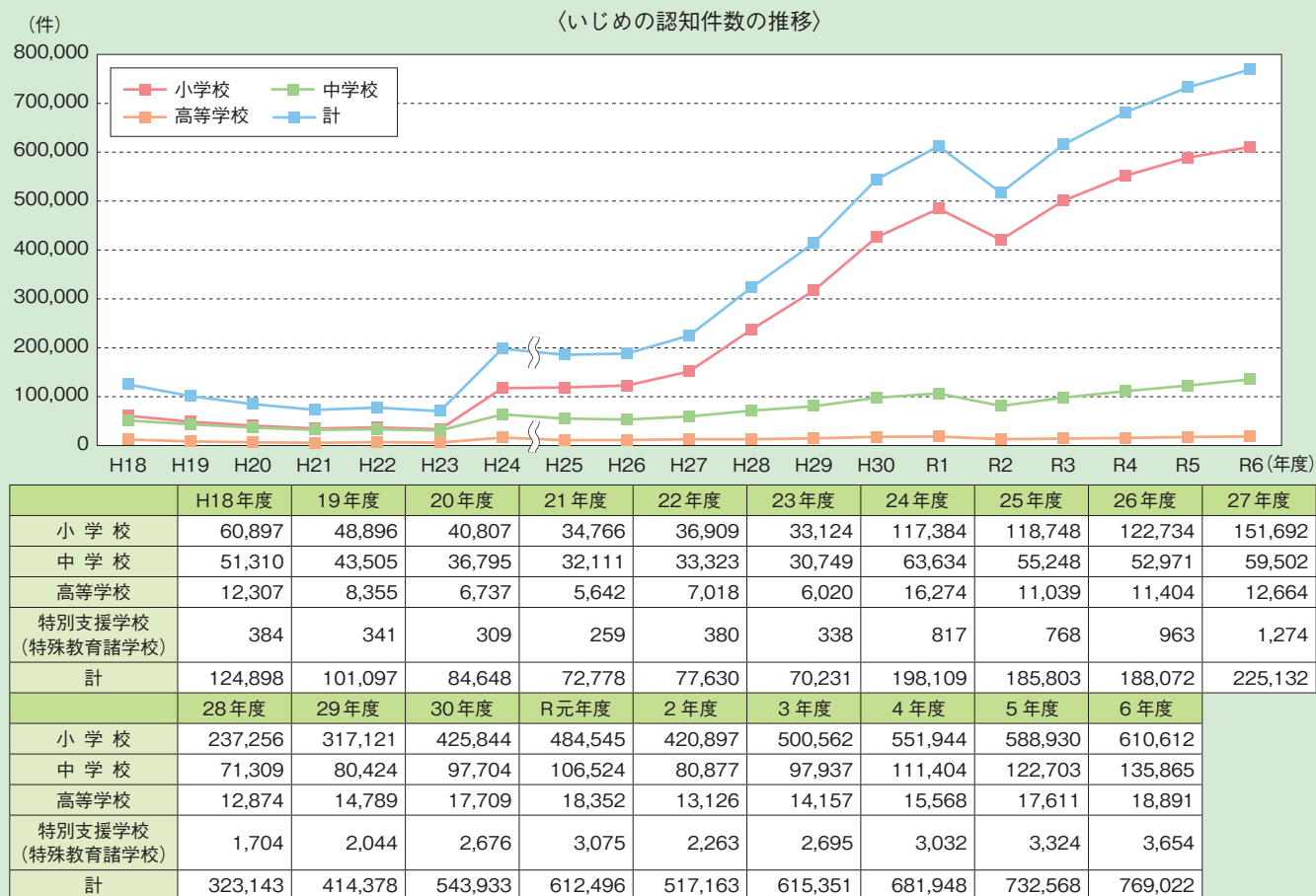
いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、大きな社会問題となりました。25年6月に法が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

文部科学省では、法や基本方針の策定を受け、教育委員会関係者や教職員に内容の周知を図り、いじめの防止等への取組を徹底するため、「いじめの防止等のための普及啓発協議会」等を開催しています。加えて、平成28年度においては、法施行後3年を経過したことを受けて、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証を行い、この検証の結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

また、令和6年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約76万9,000件、いじめを認知した学校数は約3万校で学校総数に占める割合は約83.9%となっており、いじめの重大事態の件数は1,404件となっています（図表2-2-7）。

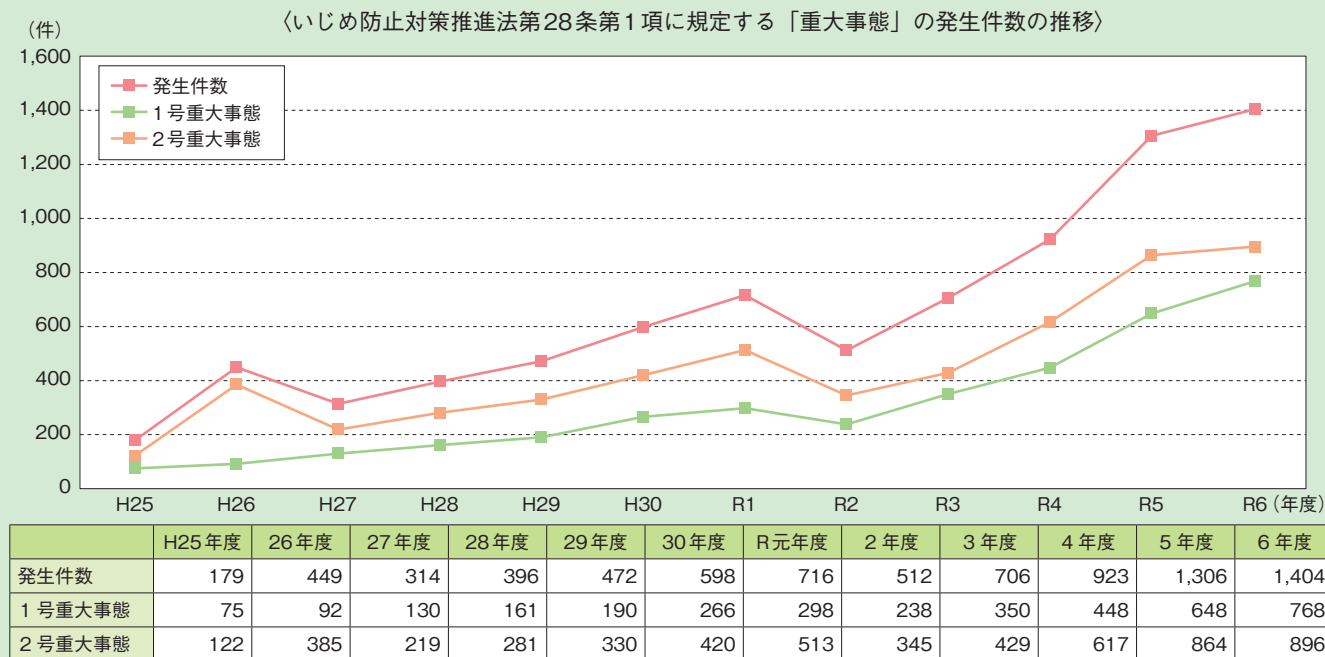
図表2-2-7 いじめの認知（発生）件数の推移



(注1) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

(注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したものである。

(注2) 同法第28条1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

(注3) 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであり、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、いじめの積極的な認知を徹底するよう促しています。

また、令和8年1月には、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、各学校及びその設置者に対して、暴力行為やいじめが見過ごされていないかの確認、暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備、被害児童生徒の安全確保と心身のケア及び加害児童生徒への毅然とした対応等、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組むべき事項等について通知しました。

①いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています。

令和7年度においては、いじめの早期発見・早期対応のための専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等の取組に対して補助を行いました。

②いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催

いじめ対応においては、学校や教育委員会が、警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援を行うことが重要であることから、いじめ防止対策における政府の連携体制を構築し、社会総がかりでいじめに対応していくため、こども家庭庁とともに、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議を令和7年度においても開催しました。

③いじめ防止対策協議会の開催

文部科学省では、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得た「いじめ防止対策協議会」を開催し、法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化を図っています。

各教育委員会や学校におけるいじめの重大事態への対応において、様々な課題があったこと等を踏まえ、令和6年8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行いました。今回の改訂では、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が

平時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組や、重大事態調査における第三者性の確保に関する考え方等を記載するとともに、説明会の開催等を通じて、改訂版ガイドラインに基づく対応の徹底を図っています。

④全国いじめ問題子供サミットの開催

いじめを未然に防止するためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことが効果的です。このため、子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進することを目的に、「全国いじめ問題子供サミット」を毎年度開催しています。

⑤「ネットいじめ」への対応

近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です^{*12}。また、改定後の基本方針に、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことを盛り込みました。

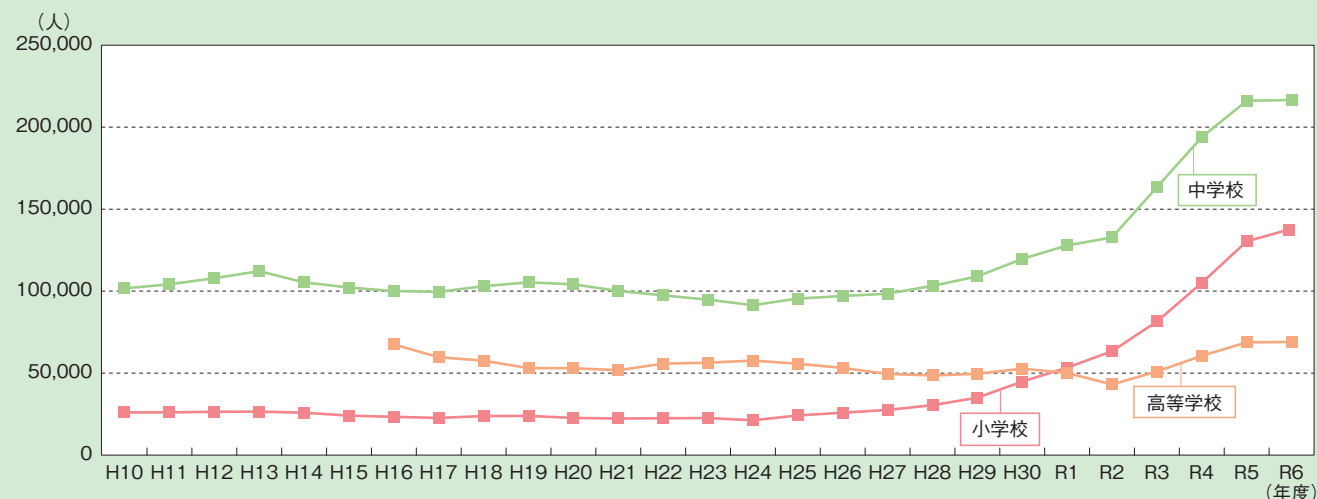
文部科学省では、電話・SNS等による教育相談体制の整備など都道府県・指定都市における取組への支援やSNS等の適切な利用に関する動画の周知を行っており、令和7年度においても引き続き、支援に努めました。

（3）不登校児童生徒への支援

令和6年度の全国の国公立の小・中学校の不登校児童生徒数は約35万4,000人、高等学校の不登校生徒数は約6万8,000人となっています。小・中学校においては、新規不登校の児童生徒数の減少や、不登校継続率の低下などにより、不登校児童生徒の増加率は前年度から低下、高等学校においては、前年度と比較して不登校生徒数が減少しているものの、極めて憂慮すべき状況が継続しています（図表2-2-8）。

* 12 参照：第2部第9章第1節

図表2-2-8 不登校児童生徒数の推移



	年度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小 学 校	不登校者数	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622
	割合 (%)	(0.34)	(0.35)	(0.36)	(0.36)	(0.36)	(0.33)	(0.32)	(0.32)	(0.33)	(0.34)	(0.32)	(0.32)	(0.32)	(0.33)
中 学 校	不登校者数	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836
	割合 (%)	(2.32)	(2.45)	(2.63)	(2.81)	(2.73)	(2.73)	(2.73)	(2.75)	(2.86)	(2.91)	(2.89)	(2.77)	(2.73)	(2.64)
小中合計	不登校者数	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458
	割合 (%)	(1.06)	(1.11)	(1.17)	(1.23)	(1.18)	(1.15)	(1.14)	(1.13)	(1.18)	(1.20)	(1.18)	(1.15)	(1.13)	(1.12)
高等学校	不登校者数							67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361
	割合 (%)							(1.82)	(1.66)	(1.65)	(1.56)	(1.58)	(1.55)	(1.66)	(1.68)

	年度	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
小 学 校	不登校者数	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	割合 (%)	(0.31)	(0.36)	(0.39)	(0.42)	(0.47)	(0.54)	(0.70)	(0.83)	(1.00)	(1.30)	(1.70)	(2.14)	(2.30)
中 学 校	不登校者数	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	割合 (%)	(2.56)	(2.69)	(2.76)	(2.83)	(3.01)	(3.25)	(3.65)	(3.94)	(4.09)	(5.00)	(5.98)	(6.71)	(6.79)
小中合計	不登校者数	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	割合 (%)	(1.09)	(1.17)	(1.21)	(1.26)	(1.35)	(1.47)	(1.69)	(1.88)	(2.05)	(2.57)	(3.17)	(3.72)	(3.86)
高等学校	不登校者数	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	67,782
	割合 (%)	(1.72)	(1.67)	(1.59)	(1.49)	(1.46)	(1.51)	(1.63)	(1.58)	(1.39)	(1.69)	(2.04)	(2.35)	(2.33)

(注1) 調査対象：国公私立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含むを含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

(注3) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒が学校以外で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。また、同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。

令和元年10月には、基本指針等の趣旨の周知と個々の

不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するため、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（元年10月25日付け 初等中等教育局長通知）を发出了しました。本通知においては、義務教育段階の不登校児童生徒が、教育支援センターや民間施設など学校外の機関で指導等を受けた場合や、自宅においてICT等を活用して学習を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとできることなどを含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理しています。

令和5年3月31日には、永岡文部科学大臣（当時）の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました（図表2-2-9）。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、以下の3つの柱を推進することにより、**誰一人取り残されない学びの保障**を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。(令和5年3月)

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場



本プランにおいては、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするものの三つを柱とし、不登校対策の一層の充実に取り組むとともに、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、取組の進捗状況を管理し、取組の不断の改善を図ることが示されました。

令和5年11月には、「不登校の児童生徒等への支援の充実について」（5年11月17日付け 初等中等教育局長通知）を発出しました。本通知においては、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意し、学校教育の意義・役割を踏まえ、学校及びその設置者においては、既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童

生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力すること、そのうえで、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設等との連携が必要となった場合にあっては、当該児童生徒の在籍する学校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要であることなど、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を改めて周知しています。

令和6年8月には、学校外の機関において行った学習について、一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価に考慮できる旨を法令上明確化し、その内容等について、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（6年8月29日付け 初等中等教育局長通知）で周知しています。

また、不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う「学びの多様化学校」は、全国で84校開校しています（令和8年4月現在）。学びの多様化学校については、「第4期教育振興基本計画」（5年6月16日閣議決定）において、各都道府県・政令指定都

市での1校以上の設置を本計画期間内（9年度まで）において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型もふくめ、全国で300校の設置を目指すこととしております。

文部科学省としては、引き続き不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

（4）高等学校中途退学者への対応

令和6年度の全国の国公私立の高等学校における中途退学者数は約4万5,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は1.4%となっています（図表2-2-10）。中途退学の理由としては、「進路変更」（41.5%）、「学校生活・学業不適応」（35.0%）等が挙げられます。

図表2-2-10 高等学校における中途退学者及び中途退学率の推移



高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実や一層きめ細かな教育相談を実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

文部科学省では、教育相談体制の充実を図るため、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進しているほか、中途退学者に対する学校段階からの切れ目のない支援のため、地域若者サポートステーション等の関係機関と学校との連携を促進しています。

（5）自殺対策の推進

厚生労働省・警察庁「令和7年中における自殺の状況」（8年3月）によると、7年中の小・中・高等学校の児童

生徒の自殺者数は538人（前年529人）で過去最多となりました。いかなる事情であれ、子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて憂慮すべき状況にあります。加えて、7年6月には、改正自殺対策基本法が成立し、こどもに係る自殺対策に社会全体で取り組むことやこどもの自殺の防止等に係る学校の責務が明記されたところ です。

令和5年6月には国において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定しており、文部科学省では、同プランに基づき、1人1台端末等を活用した子供の自殺リスク等の早期把握・早期対応に取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の更なる推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等、児童生徒の自殺予防に向けた取組を進めています。

また、命の大切さを学ぶ教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向等を考慮した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催しています。同有識者会議において、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく背景調査について、遺族への説明が不十分であったり、調査が長期化したりしていることや、基本調査における共通様式が定まっていないことから、調査内容にばらつきが生じていること等を踏まえて、令和7年12月には、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」として改訂を行いました。また、学校が医療等の関係機関と連携しつつ、自殺リスクを抱えた児童生徒に対して、正しい知識のもとで早期に対応ができるよう、参考となる留意点等をまとめたガイドラインを作成するため、8年3月にワーキンググループを立ち上げて検討を開始しました。このほか、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、児童生徒の自殺対策について周知を図っています。

また、平成30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（30年1月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）を发出し、「自殺総合対策大綱」（29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めたほか、同年8月には、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知しました。

さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間

中、長期休業明けの時期にかけて学校における早期発見に向けた取組、保護者に対する家庭における見守りの促進、学校内外における集中的な見守り活動、ネットパトロールの強化を実施するよう、夏休み等の長期休業前にそれぞれ対応を求めたところです。

加えて、令和2年に制作した児童生徒向けの自殺予防啓発動画「君は君のままでいい」を引き続き、7年においてもYouTubeの文部科学省公式チャンネル及び広告において発信しました。また、夏休みなどの長期休業明けに文部科学大臣メッセージを发出し、児童生徒に対して困ったときに相談することの大切さを伝えるとともに、保護者や学校関係者に対しても改めて見守りの重要性等について周知しました。

（6）ヤングケアラー^{*13}への支援

家庭の問題として表面化しにくいヤングケアラーに対する支援を推進するため、厚生労働省及び文部科学省では、令和3年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策等、今後取り組むべき施策について取りまとめ、同年5月に公表しました。当該報告を踏まえ、文部科学省ではこども家庭庁と連携し、教育委員会や学校の教職員に対するヤングケアラーを理解するための研修の推進や、支援が必要なヤングケアラーを福祉等の外部の支援につなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカー等の配置等、必要な施策を推進しています。

また、令和6年にはヤングケアラーが支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記されるなど、取り巻く状況にも変化が生じていることから、こども家庭庁、厚生労働省及び文部科学省では、ヤングケアラーの支援のより一層の充実を図る方策について検討を進めるため、8年1月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、検討を行っています。

2 教育相談体制の整備・充実

児童生徒の抱えるいじめや不登校といった課題に適切に対処するためには、1人1台端末も活用しつつ、児童生徒の心身の状況の変化に気づくとともに、悩みや不安などを受け止めて、速やかに相談・支援を行うことができるよう教育相談体制を整備することが重要です。

平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校

*13 ヤングケアラー：子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている。

の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容を規定しています（29年4月1日施行）。また、学校等における教育相談体制を整備するため、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

スクールカウンセラーについて、令和7年度は基盤的な配置として全公立小・中学校に配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校対策等のための重点配置等を行いました。8年度予算では、基盤的な配置に加え、いじめ・不登校対策等のための重点配置や、質の向上のためのスーパーバイザーの配置等教育相談体制の充実に必要な経費を計上しています。また、スクールソーシャルワーカーについて、7年度は基盤的な配置として全中学校区に配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校対策等のための重点配置等を行いました。8年度予算では、基盤的な配置に加え、いじめ・不登校対策等のための重点配置や、質の向上のためのスーパーバイザーの配置等教育相談体制の充実に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）を整備しています。

加えて、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しています。

3 体罰の禁止

体罰は、学校教育法により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。

しかし、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。この事案や教育再生実行会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」を踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（25年3月13日付け 初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）を発出しました。同通知では、懲戒と体

罰の区別について、具体例を示して分かりやすく説明するとともに、部活動指導に当たったの留意事項を示しています。さらに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（25年8月9日付け 初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）を発出し、厳しい指導の名の下で、又は保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ごしてこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

平成24年度以降は、国公私立学校における処分が行われた体罰の状況についてまとめた調査結果を毎年度公表し、体罰の実態を把握するとともに、その禁止の徹底に努めています。

また、令和3年度には、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、懲戒と体罰の区別、体罰防止に関する取組についての通知等の内容や、教育委員会における体罰防止等のための取組事例を周知しました。

加えて、令和4年度には生徒指導の基本書となる生徒指導提要进行を改訂し、児童生徒に対して懲戒を行う際には、本人や関係者の言い分をしっかりと聞き、事実関係の確認を含めて適正な手続きを経ることや、指導を行った後は、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローが重要であること等を明記した上で、さらに、不適切な指導と捉えられ得る例を具体的に記載しました。

部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年5月に、運動部活動の指導者が、指導に当たって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導に係る運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

さらに、令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定、令和7年12月にはそれを改定する形で「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動について、顧問の教師等だけに任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えること、顧問の教師等への研修等の推進により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底することなどを示しています。文部科学省としては、都道府県教育委員会等に通知を発出し、学校部活動等における暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組の徹底等を求めています。

第10節 道德教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道德教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道德性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道德」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道德教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道德教育については、小・中学校に「道德の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないかなという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道德性を養う道德教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道德教育の更なる充実のため、「道德の時間」を「特別の教科 道德」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道德」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ②問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ③数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道德性に係る成長の様子を継続的に把握
- ④道德科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要領の在り方等については、平成28年7月の「道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について」（28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、道德科の評価の在り方や指導要領の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

- ①他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
- ②個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ③児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- ④道德科の評価は、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること

高等学校においては、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道德教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道德教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

さらに、文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道德教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道德教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業」を実施しています。

第11節 人権教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要です。人権教育及び人権啓発の推進に関す

る法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、

児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和3年3月策定、6年3月改訂）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行うとともに、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ^{*14}」の整備を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めました。

また、平成27年4月には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を、28年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」^{*15}を公表するとともに、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要では、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について記載しています。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を7年12月に発出しました（「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」（7年12月

26日付け 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、高等教育局大学教育・入試課長、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知）。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省では、ハンセン病の元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、省内に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構（NITS）と連携し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、関連法規等について引き続き周知を行っています。

第12節 子供の健康と安全

現在の児童生徒等には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じています。また、心身の不調の背景には、いじめ、児童虐待、貧困等の問題が関わっていることもあり、児童生徒等が抱える現代的な健康課題は複雑化・多様化しています。

学校は、子供の健やかな成長を目指して教育活動を行う場であり、子供の健康と安全を保つことは重要です。

学校における心身の健康の保持増進に関する指導並びに安全に関する指導及び食育の推進については、これまでも学校の教育活動全体として取り組むことが重要であるとされてきましたが、平成29年3月に告示した学習指導要領の総則においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、それ以外の

各教科や総合的な学習の時間等においても適切に行うよう示しています。さらに、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導を行うこととしています。

学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭については、その資質能力の向上に向けた議論が、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において進められ、令和5年1月17日に公表された議論の取りまとめ^{*16}では、養護教諭及び栄養教諭を取り巻く課題の解決の方向性が示されたところです。この議論の取りまとめを踏まえ、各教育委員会に対して、養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化することや、

* 14 参照： <https://jinken.mext.go.jp/>

* 15 参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

* 16 参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext_00002.html

養護教諭及び栄養教諭の専門性を反映した指標を作成すること、さらにその指標を反映した教員研修計画の作成等を促しています。

1 学校保健の充実

(1) 複雑化・多様化する児童生徒等の健康課題と養護教諭の支援体制の強化

現代的な健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員等が連携して取り組むことが重要です。その中でも、養護教諭には、学校保健活動の中心的役割を果たすことが期待されています。

このため、複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、より一層きめ細かな支援を実施できるよう、養護教諭の経験者等を学校へ派遣し、大規模校や繁忙期等における業務支援や資質能力向上のための研修機会の確保等を行うなど、養護教諭等の支援体制の強化に取り組んでいます。

(2) 保健教育の充実

小・中・高等学校を通じて、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目指し、学校における保健教育を推進しています。

文部科学省においては、学校における保健教育の充実を図るため、感染症や生活習慣病等の予防、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、妊娠・出産、性感染症等について記述した健康教育に関する総合的な啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲載し、その活用を促しています。

このほか、各地域においてがん教育の推進が図られるよう、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」やその補助教材の活用を促すとともに、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」や教育委員会及び衛生主管部局が連携した協議会の開催等を通じた外部講師の活用促進に取り組んでいます。

また、近年、大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬等、子供を取り巻く薬物乱用に係る現状は憂慮すべき状況にあります。このため、小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領に示す内容に加え、大麻使用や医薬品の目的外使用といった薬物乱用の新しい課題について乱用実態を示したデータ等を踏まえた「薬物乱用防止教育のスライド資料集」や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの周知等を通して、薬物乱用防止教育の充実を図っています。

学校における性に関する指導については、子供たち自身

が性に関して正しく理解し適切な行動がとれるよう、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通じた指導を実施しています。各学校の指導においては、集団指導に加え、個々の児童生徒の状況等に応じた個別指導も重要です。文部科学省では、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として教科等の指導や講演、個別指導等において活用することを促すなど、地域の実情に応じた取組の充実を図っています。

令和7年度は、教職員が子供たちの心の健康を把握し支援することが求められている現状や精神保健に関する知識の向上について、各学校において対応がなされるよう、心の健康について、中学校の授業で活用できるスライド資料を作成するとともに、学校において、現代的な健康課題に対応する教育へのニーズが日ごとに高まっている現状を踏まえ、学習指導要領に基づいた歯科保健教育の進め方等について理解を深め、その実践と普及に寄与することを目的とし、歯科保健教育における事例集を作成しました。

(3) 保健管理等の適切な実施

児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るため、学校においては、学校保健安全法に基づき、学校保健計画の策定、健康診断、健康観察、健康相談及び保健指導、疾病の管理と予防、学校環境衛生の維持等が行われています。

文部科学省では、日本学校保健会を通じて、「児童生徒等の健康診断マニュアル」、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」、「学校において予防すべき感染症の解説」、「学校における結核対策マニュアル」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、「学校環境衛生管理マニュアル」など、学校における保健管理の参考となる資料の作成や、教職員等を対象とした保健管理に関する研修会の開催等の取組を行っています。

なお、児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、留意すべき事項を周知し、各学校において、適正かつ効果的な健康診断が実施されるよう取り組んでいます。

また、学校における感染症対策のため、「学校において予防すべき感染症の解説」や「学校における結核対策マニュアル」を最新の知見を踏まえ改訂するとともに、平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について周知したり、内閣感染症危機管理統括庁が作成した感染症に関するリーフレットの活用を促したりするなど、感染症の予防等、安全安心な学習環境を整備するための取組を進めています。

児童生徒の個別の健康課題に関する取組として、児童生徒の視力については、裸眼視力1.0未満の者が一貫して増加し続けていること等を踏まえ、児童生徒の視力低下の実態を詳細に把握するため、令和3年度から5年度において

児童生徒の近視実態調査を行い、その調査事業の一環として作成した、子供の目の健康を守るためのリーフレットを周知し、啓発を図っています。また、児童生徒の脊柱側弯症について、早期に発見し支援につなげることができるよう、4年度及び5年度に脊柱側弯症検診に関する調査研究事業を実施し、専用の検査機器を用いた脊柱の検査を導入する自治体の参考となるよう作成したマニュアルの周知等に取り組んでいます。さらに、月経随伴症状等の女性の健康について、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められていることを踏まえ、児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状及びその対応等を正しく理解できるよう作成した冊子の活用を促しています。

このほか、現在、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み（PHR：Personal Health Record）を政府全体で推進しています。このため、児童生徒等の学校健康診断の結果についても、電子記録として本人や保護者が閲覧できる仕組みが構築できるよう、文部科学省において作成した導入マニュアルを活用し、学校や学校の設置者に対する導入に向けた伴走型支援を行うなど学校健康診断情報の電子化に向けた取組を進めています。

令和7年度は、教育委員会や学校における、現代的な健康課題等への取組状況について、保健教育・保健管理の両面から把握を行うために、全国調査を実施しました。この調査結果から、実態や課題を把握するとともに、現代的な健康課題等への取組を推進しています。

2 学校における食育、学校給食の推進

（1）学校における食育の推進

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において

食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。

栄養教諭の配置数は、令和7年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、7,019人となっており、平成17年の制度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均63%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、令和7年4月には、教育委員会等宛てに通知を発出し、改めて栄養教諭の職務の明確化を図り、食に関する指導等の充実について依頼したところです。また、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替えを働きかけています。

食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別的な相談指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

（2）学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。令和5年5月現在、小学校では1万8,584校（全小学校の99.1%）、中学校では8,990校（91.5%）が学校給食を実施しています（図表2-2-11）。

図表2-2-11 学校給食実施状況

(国公私立)
令和5年5月1日現在

区 分		全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小 学 校	学 校 数	18,755	18,532	98.8	23	0.1	29	0.2	18,584	99.1
	児 童 数	6,049,683	6,001,602	99.2	2,832	0.0	3,972	0.1	6,008,406	99.3
中 学 校	学 校 数	9,820	8,818	89.8	19	0.2	153	1.6	8,990	91.5
	生 徒 数	3,178,910	2,860,799	90.0	3,508	0.1	49,788	1.6	2,914,095	91.7
義務教育学校	学 校 数	207	204	98.6	0	0.0	0	0.0	204	98.6
	児 童・生 徒 数	76,172	75,907	99.7	0	0.0	0	0.0	75,907	99.7
中等教育学校 (前期課程)	学 校 数	56	33	58.9	0	0.0	5	8.9	38	67.9
	生 徒 数	18,005	10,239	56.9	0	0.0	1,581	8.8	11,820	65.6
特別支援学校	学 校 数	1,166	1,036	88.9	1	0.1	9	0.8	1,046	89.7
	幼児・児童・生徒数	151,362	142,739	94.3	51	0.0	702	0.5	143,492	94.8
夜間定時制 高等学校	学 校 数	539	277	51.4	62	11.5	3	0.6	342	63.5
	生 徒 数	62,151	13,730	22.1	1,524	2.5	32	0.1	15,286	24.6
計	学 校 数	30,543	28,900	94.6	105	0.3	199	0.7	29,204	95.6
	幼児・児童・生徒数	9,536,283	9,105,016	95.5	7,915	0.1	56,075	0.6	9,169,006	96.1

令和8年度からは、公立小学校等における学校給食の食材費相当額に対する支援を行うことにより、学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとしております^{*17}。

また、各学校では、学校給食の食材として地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理等を献立に活用したりする取組が進められています。食育基本法に基づく「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月食育推進会議決定)では、7年度までに、学校給食における地場産物の活用割合(元年度から維持・向上した都道府県の割合)を90%以上(7年度現在:70%(33都道府県))、学校給食における国産食材の活用割合(元年度から維持・向上した都道府県の割合)を90%以上(7年度現在:83%(39都道府県))、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を月12回以上(7年度現在:14.06回)とすることを目指すこととされています。子供たちの食に関する理解を深めるためには、地場産物等を学校給食の食材として活用することが有効であり、文部科学省においては、「学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究」事業や、地場産物、有機農産物をはじめとした様々な食材を活用した学校給食や食育の事例の発信に取り組むなど、学校給食の充実を図っています。

このほか、学校給食におけるアレルギー対応の改善・充実のため、「学校給食におけるアレルギー対応指針」を作成し、事故防止の徹底を図っています。学校給食費の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会の答申において、学校給食費については「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされていることや、学

校給食の実施者は学校の設置者であることを踏まえ、教職員の業務負担軽減の観点はもちろんのこと、徴収・管理業務の効率化や透明性の確保の観点から公会計により取扱い、学校や教職員ではなく地方公共団体が自らの業務として行うべきと示しており、定期的に導入状況について調査・公表を行うとともに、徴収・管理に関するガイドラインや公会計化等に関するQ&A、事例集等を作成しています。「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」(令和5年8月31日付け 初等中等教育局長通知)においても公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めるよう働きかけているところです。

また、令和7年度補正予算事業において、8年度からの学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い必要となる学校給食費等の公会計等のためのシステム導入・改修等に要する費用についても補助しているところであり、公会計化等が更に進むことが期待されます。物価高騰に対しては、6年度に引き続き、各自治体における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組を促したところです。給食事業者への業務委託について、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における物価上昇等を踏まえた契約変更や、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど安定的に実施可能な事業者の選定等、学校給食の安定的な運営に向けた取組の推進を求めるとともに、その際、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が活用可能であることを周知し、活用を促しているところです。

* 17 参照：コラム4 学校給食費の抜本的な負担軽減について

学校給食費の抜本的な負担軽減について

令和8年度より、公立小学校等を対象とした「学校給食費の抜本的な負担軽減」が始まりました。本施策は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学校給食の更なる質の向上を目指すものです。

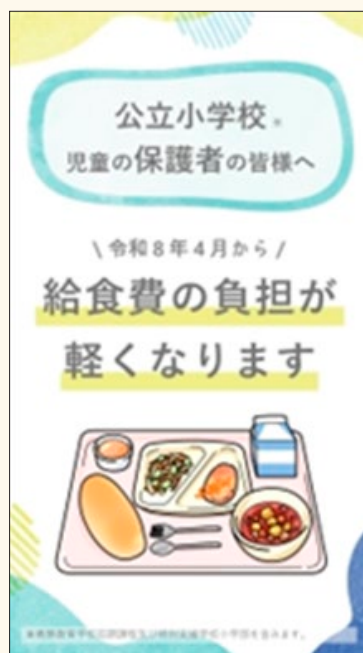
今回の取組は、「完全な無償化」を一律に求めるものではなく、保護者負担となっている学校給食費の「抜本的な負担軽減」を目的としています。今回の取組が自治体の財政圧迫や給食の質の低下を招くことがないよう、文部科学省としても正確な趣旨の周知に努めてまいります。

本施策は、給食費負担軽減交付金による予算補助として実施するものであり、支援対象は、学校給食を実施する公立小学校等としています。所得制限を設けず一律に支援を行う一方、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒に対する就学援助等の既存制度の対象者は、既存制度を優先して適用することとしております。支援の基準額については近年の物価動向を加味し、児童1人当たり月額5,200円とし

ており、基準額を超える部分や非喫食者の扱いは、各自治体の判断に委ねることとしております。

今回の取組とあわせて、農林水産省等の関係省庁と連携し、栄養水準の確保や地産地消の推進など、学校給食の質の向上も図ってまいります。文部科学省では、地方自治体が学校給食における地産地消を推進し、質の向上を図るための検討を始められるよう、令和7年9月に農林水産省と連携し、豊富な先行事例とともにポイントを解説したガイドブックを取りまとめたところであり、引き続き、学校給食の充実を図ってまいります。

一般の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の円滑な実施に向け、文部科学省ウェブサイトでは分かりやすいデジタルチラシやショート動画を公開しています。自治体や学校での説明、保護者への周知など、様々な場面でぜひご活用ください。



3 学校安全の推進^{*18}

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」^{*19}が閣議決定されました。本計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性の向上、地域等との連携・協働、子供の視点を加えた安全対策の推進、実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習することのできる環境が求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備^{*20}し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害^{*21}や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直す際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」(平成30年2月)、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」(令和3年6月)等を作成し、活用を促しています。また、令和4年9月に発生した静岡県牧之原市における通園バスへの幼児置き去り事案を踏まえて、関係府省と連携して「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、学校保健安全法施行規則を一部改正し、送迎用バス利用時の所在確認や、幼稚園や特別支援学校における安全装置の装備を義務付け、バス送迎における安全の確保に努めました。さらに5年3月に発生した埼玉県戸田市における中学校への不審者侵入刺傷事案を踏まえて、各学校の設置者による危機管理マニュアルの総点検とともに、オートロックシステム等の整備について補助事業の拡充を行うなど、不審者の学校侵入防止対策に努めています。

また、令和6年3月には、教職員の負担を軽減しつつ質

の高い安全点検を実現するための「学校における安全点検要領」を策定するとともに、「学校事故対応に関する指針」について、「事故に備えた組織的な取組」、「重大事故の国への報告」、「事故発生時の対応」の観点から、その実効性の向上を図る改訂を行いました。

令和7年3月には、学校安全の取組の実効的かつ継続的なものとする観点から、学校安全を推進するための地域等との連携や組織体制の在り方等について検討を進め、「学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～審議のまとめ」を取りまとめました。

さらに、令和8年3月に発生した沖縄県名護市辺野古沖での研修旅行中の船舶の転覆事故を受けて、修学旅行等において船舶を利用する場合の安全確保等について全国教育委員会等に通知を発出する等により、許認可を得た事業者を選定するよう周知を図りました。また、令和8年5月に発生した磐城自動車道での部活動の遠征中のバスの事故を受けて、部活動の遠征等における安全確保について通知を発出しました。こうしたことを受けて、文部科学省と国土交通省とで連絡会議を設置し、移動時の安全確保について実効性を更に高めるための対策を検討する等、再発防止に向けた取組を進めています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダー^{*22}やスクールガード(学校安全ボランティア)を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

*18 防災教育については参照：第2部第10章第4節 2 (2)

*19 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anken/1419593_00001.htm

*20 学校施設整備については参照：第2部第10章第1節 1

*21 青少年を有害情報から守るための取組については参照：第2部第9章第1節 7

*22 スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省では、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング

教材を開発し内容を更新しつつ提供しています。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール^{*23}等の先進事例を踏まえて、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト^{*24}を開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

第13節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

1 教師不足の現状

現在、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数を満たしておらず、欠員が生じる教師不足が課題となっています。要因は地域によって様々ですが、近年の状況として、教師の年齢構成に起因する大量の定年退職や、特別な支援を要する児童生徒の増加や教育環境の変化に合わせた指導体制の充実等を背景に、全体としての教師の需要が増加しています。さらに、需要を満たすための採用拡大により、若手教師の増加による産育休取得者の増加や、定年延長に伴う退職者数や特別支援学級数の見込み以上の増加等により、臨時講師の需要も拡大している状況です。

その一方、採用者数の拡大に伴い、臨時講師のなり手でもある、既卒受験者層の正規教師としての採用が進んでいることや、民間企業や他の分野の公務員との人材獲得競争等により、臨時講師を含めた教師のなり手が減少していることが、教師不足の要因として考えられます。

多くの質の高い教師志願者を確保することが重要であり、文部科学省としては、学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等の環境整備をはじめとした取組を促進していきます。また、臨時講師を含めた教師の不足や特に教師の確保が難しい教科への対応として、多様な分野からの人材獲得も促進していきます。

2 教師の資質能力の向上

(1) 教師の養成・採用・研修の一体的な取組

学校教育は我が国や地域社会の発展を支える重要な社会基盤であり、制度発足以来、社会の期待や要請を踏まえ、教育内容や教育環境は時代とともに変化してきました。

これまで、そして、これからも教師は公教育の要です。「令和の日本型学校教育」の実現という目標の下、教師及び教職員集団には、新たな学びを展開できる実践的指導力を発揮することをはじめ、高度化・複雑化する教育課題に的確に対応していくことが期待されています。

こうしたことも踏まえ、令和3年3月には「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」について文部科学大臣から中央教育審議会に包括的な諮問を行い、4年12月に答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられています。本答申では、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教員免許の在り方、教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、教師を支える環境整備の各項目について具体的な方策が示されました。

文部科学省においては、本答申も踏まえながら、教師の養成・採用・研修等に関する改革に取り組んでいます。

今後、少子化によって生産年齢人口の減少が見込まれ、人工知能技術等の先端技術が高度に発達する時代だからこ

*23 セーフティプロモーションスクール：地域の学校安全関係者や関係機関等と連携・協力し、学校安全計画の評価や評価の次年度計画への反映など、PDCAサイクルに基づく継続的な安全推進に取り組む学校を大阪教育大学が認証する取組

*24 参照：https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

そ、教師による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動を通じた、子供一人一人の能力を最大化する教育の重要性がますます高まっています。

その中で、教師に求められる役割は、子供たちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走へと転換しており、こうした使命を果たしていかなければならない教師には、質の高い人材を十分に育成・確保していく必要があります。

こうした観点から、令和4年の答申で示された改革の方向性にのっとり、課題解決のための戦略的意図を持って、改めて制度の根本に立ち返った検討を行い、教師人材の質の向上や入職経路の拡幅を強力に推進し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速化するため、6年12月に中央教育審議会に対して諮問「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」*²⁵を行い、7年10月には論点整理が取りまとめられました。具体的には、主に以下の3点についてこれまで審議されました。

第1に、社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方です。教職課程の学修内容や学修方法の在り方や、今後の教員免許制度の在り方に加え、教員養成系大学・学部等が、地域に求められる教師人材の確保につなげるために必要な取組、必要な教職課程が大学において継続的に開設・実施できるようにするための方策等について検討し、教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要性や、教職課程を強み専門性を高められる柔軟なものにすべきなどの論点が示されました。

第2に、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方についてです。教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に向けた検討等の動きも勘案した、優れた教師人材の確保に必要な採用に係る方策に加え、教職生涯全体を通じて「学び続ける教師」の実現に向け、研修や学ぶ時間の十分な確保等によって資質能力等を高められるような環境整備や、教職大学院での指導の質を確保するための方策等について検討し、国と地方が一体となった広報戦略や第一次選考の共同実施の具体策検討の必要性、研修に参加しやすい制度・体制の整備などの論点が示されました。

第3に、多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方についてです。教員資格認定試験の在り方、社会人等が大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組みの構築などの方策に加えて、特別免許状*²⁶等の更なる活用促進や、民間企業等に在籍しながら教師として勤務する際の任用形態の在り方などの方策等について検討し、大学院段階の学修によって標準的なレベルの免許状を取得できる仕組みの

構築などの論点が示されました。

以上の3点を中心に、教員の養成・採用・研修等の在り方について令和8年中の答申を前提に、現在審議が進められています。

①教師の養成における取組

学校現場が抱える教育課題が多様化、複雑化等する中、多様な専門性・背景を有する質の高い教員を確保することが必要であり、その上では、教員免許制度や、教員免許状を得るための教職課程の在り方は大変重要です。

令和6年度に授与権者である都道府県教育委員会から授与された免許状の総数は、18万9,878件であり、5年度の授与総数と比較して約3,500件減少しています。免許状の種類別の内訳は、専修免許状9,838件、一種免許状13万6,133件、二種免許状3万3,418件、特別免許状591件、臨時免許状9,898件となっており、学校種別では、幼稚園教諭免許状3万6,854件、小学校教諭免許状3万0,987件、中学校教諭免許状4万7,176件、高等学校教諭免許状5万7,586件、特別支援学校教諭免許状1万1,613件（うち自立教科等48件）、養護教諭免許状4,403件、栄養教諭免許状1,259件となっています。

教職課程については、令和4年の中教審答申において、データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、留学等、大学の専門課程で学修する「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の学修が両立できるよう、四年制大学において最短2年間で教職の必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定や、小学校高学年における教科担任制等に対応した教職課程の開設を進めることが示されました。これを受け、文部科学省では、「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の両立可能なカリキュラムを四年制大学が実施する場合、小学校も含めた二種免許状の教職課程を特例的に開設できる制度改正を5年度に行い、6年度に5大学、7年度に3大学が本特例による教職課程の文部科学大臣の認定を受けました。

このほか、令和3年度には「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくためのけん引役としての役割を果たす大学について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する仕組みを創設し、4大学が指定を受けています。

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学は、教育職員免許法施行規則等に定める一部の科目に代えて新たな科目を開設し、免許を取得することができる特例措置が適用されます。指定大学には、新たな社会の到来を見据え、

* 25 参照：第2部第1章第1節

* 26 教員免許状を有していないが優れた知識経験等を有する社会人等に対し、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。平成元年度から令和5年度までの累計授与件数は、3,385件。

教育現場や教育行政、NPO 法人や企業、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学や研究機関等と緊密に連携しつつ、新しいプログラムを研究・開発するなどの先導的・革新的な取組を行うことが求められます。また、取組から得られた知見を他の教員養成大学や教職課程を有する大学に展開し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献することが期待されます。

令和7年度には、6年度に引き続き指定大学に対し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教員養成フラッグシップ大学推進委員会によりフォローアップが行われました。

②教師の採用における取組

近年、教員採用選考における採用倍率は、いずれの校種においても低下傾向にあります。この原因は、教師の年齢構成に起因する大量退職等に伴う採用者数の増加と、それに伴う既卒の受験者数の減少によるところが大きくなっています。一方、中長期的に見ると、中学校・高等学校においては、小学校と比べて、新規学卒者の受験者数が減少傾向にあり、民間企業や他の職種の公務員との人材獲得競争の中で、新規学卒者の受験者の確保に努める必要があります。

こうした採用倍率の低下の中で、文部科学省では、真に教師としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しています。都道府県教育委員会等では、学力試験の成績だけでなく、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験を適切に評価する特別の選考等を通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に関する資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別の選考等が実施されています。

多様な専門性や背景を持つ人材を学校現場に迎え入れるための取組としては、上記の民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした特別選考のほか、特別免許状の授与を受けて、教職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、合格時に特別免許状を授与することを前提とした選考も行われています。

また、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が、教員免許状を有していなくとも各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度も整備されており、例年全国で2万件程度活用されています。

文部科学省では、こうした多様な専門性や背景を持つ外

部人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことを後押しするため、各都道府県における特別免許状の積極的な活用促進に向けて、令和6年5月に「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を改訂しました。同指針では、都道府県によって特別免許状の制度趣旨が十分に浸透していないと考えられる例や消極的な運用がみられる状況を踏まえ、教科の内容全般において自身の専門分野と同水準の専門性を有することまでは要しないことや、指導方法や技術について授与の前段階で普通免許状との同等性を過度に重視しないこと等について明記しました。

また、近年では、ALTや支援員、特別支援教育支援員等の教師以外のスタッフとして、外部人材との協働も活発に行われています。

このほか、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、教師の採用に関する近年の課題への対応等に関する調査研究を実施しています。

③教師の研修における取組

教師には、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

教職員支援機構（NITS）では、各学校や地域とともに教職員研修の充実を図ることを目標とする研修（研修マネジメント力協働開発プログラム等）や、各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）、各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）、生徒指導・道徳教育などの特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）等を実施しています。

また、職務多忙等の理由により職場を離れての研修参加が困難な状況にある教師等に対して、多様な研修機会の提供、及び各学校で実施する校内研修の更なる充実を目指して、オンライン動画教材を提供しています。具体的には、校内研修で活用いただくことを想定し、各テーマの基礎理論又は理論的整理や考え方の提示を20分程度で行う「校内研修シリーズ」、授業等で実践できる力を身につけるための内容の提示を10分程度で行う「実践力向上シリーズ」等を制作しており、これまでに計317タイトルを提供しています（令和7年度末現在）。

さらに、全国教育委員会等において策定された、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標についての専門的助言を行うとともに、教師の養成・採用・研修の改善を目的とした調査研究プロジェクトの実施や成果報告書の提供等、都道府県教育委員会等の研修企画を支援する取組も行っています。今後、NITSでは全国の

教育委員会等と協働しながら、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた更なる取組を進めることとしています。

このようなNITSの取組のほか、都道府県教育委員会等においては、教師がその経験、能力、専門分野等に応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、長期社会体験研修、大学院等派遣研修等が行われています。また、令和3年11月の中央教育審議会審議まとめで示された「新たな教師の学びの姿の実現」に向けた方策として、①研修受講履歴記録の作成、②研修受講履歴記録等を活用した資質向上のための対話と奨励が、5年度より制度化されました。その効率的・効果的な実現に資するよう、文部科学省では、研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる「全国教員研修プラットフォーム『Plant（プラント）』」（以下「Plant」という）を構築し、6年4月よりNITSによる運用を開始しています。（同年度参加自治体数は51都道府県・政令指定都市）。Plantでは各教育委員会やNITS、大学等が作成した研修を登録でき、8万1,000件以上の研修情報が登録され、約86万人のユーザー登録がなされており（7年度末現在）、教師がより主体的に必要な学びができるようになっていきます。

（2）教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教職員と児童生徒との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、令和5年度においては7,119人と過去最多となり、6年度も引き続き7千人を超えるなど、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、これまで、平成25年の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」の最終まとめ等を踏まえ、各教育委員会に対して、教職員本人への周知等を含めたセルフケアの促進や、教職員が一人で悩みや負担を抱え込まないよう、校長等の管理職によるラインケア、校長のリーダーシップによる業務の縮減・効率化、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組や人事管理等と関連付けて効果的・効率的な対策を図ることを促すとともに、ストレスチェック等の取組の推進、健康障害等に関する相談体制の整備、学校における働き方改革の取組の推進等を求めてきました。また、外部からの過剰要求等、学校で生じる様々なトラブルへの適切な対応については、教育委員会が専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行える体制の構築が重要であり、各教育委員会における法務相談体制のより一層の

充実のために「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き^{*27}」（令和7年8月改訂）を作成しております。なお、教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費については普通交付税措置されています。

さらに、令和5年度から引き続き、7年度においても「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」を実施しており、専門家等と協力しながら、効果的な取組の研究や事例の創出等に取り組んでおり、研究成果の全国的な展開に向けた取組を進めています。また、8年度予算においても、専門家を活用した公立学校教員のメンタルヘルス対策に必要な経費を計上しており、引き続き、教員の心身の健康の確保等を図るために、メンタルヘルス対策に取り組んでいきます。

（3）非違行為を行う教員に対する厳正な対処

体罰や性犯罪・性暴力などの非違行為は、それ自体許されないものであるだけでなく、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教員の服務規律の一層の確保を促しています。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教職員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合、特別な支援を要する児童生徒に体罰を行った場合などについては、免職も含めて、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導しています。また、不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めるよう促しています。

令和6年度に児童生徒等に対する性犯罪・性暴力を行い、懲戒処分を受けた教員は134人であり、未だ少ない件数で推移しているのが現状です。児童生徒等に対する性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「教員性暴力等防止法」という。）が4年4月1日から施行されました。同法において、教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反

* 27 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/homusoudan/index.htm

であることとされたほか、教育職員等への研修や児童生徒等に対する啓発等による児童生徒性暴力等の未然防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒等への性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げになった者）に関するデータベースの整備、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する授与権者の裁量的拒否権などが規定されました。本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対して性暴力等を行うなどということは断じてあってはなりません。このことから、同法の基本理念にのっとり、こうした非違行為があった場合には原則として懲戒免職とするなど、引き続き厳正な対応をするとともに、告発を遺漏なく行うよう各教育委員会に対し指導を徹底しています。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、国において4年度に構築、5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公私立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用する義務があることについて、周知を行いました。加えて、5年6月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したことを受け、教員性暴力等防止法の一部改正により「児童生徒性暴力等」に該当する行為の範囲を拡大したほか、児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保や、法の趣旨の再確認と徹底等についても改めて周知を行いました。

児童生徒性暴力等の防止等に当たっては、上記に限らず、様々な対策を総合的に講じることが重要であることから、同法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を令和4年3月に策定しています。同指針においては、法の基本理念を踏まえ、教育職員等と児童生徒とのSNS等による私的なやりとりの禁止に関して規則等により明確化すること、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針についてあらかじめ整理・周知を行うこと、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは直ちに事実確認等を行い、事実が認められる場合には適正かつ厳正な措置（原則として懲戒免職処分）を行うことなどについて示しています。7年には、教員性暴力等防止法の施行後3年が経過することから、同法の附則に基づき、法の施行状況に関する調査やヒアリングを実施しました。特定免許状失効者等に関するデータベースの活用状況等に関しては、全ての教員採用権者に調査を行ったところ、およそ7割が適切

に活用できていなかったことがわかりました。また、教職課程を有する全ての大学に対し、教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査を実施したところ、約14%に当たる111大学が取り扱っていなかったことがわかりました。こうした法の義務が順守されていない状況や、教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕された事案等をはじめとして、未だ児童生徒性暴力等の根絶には至っていない状況を踏まえ、文部科学省では、8年4月24日に、基本指針の改訂を行いました。

また、令和6年通常国会に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」*²⁸が提出され、同年6月19日に成立しました。同法の施行に向け、こども家庭庁において、本法律の円滑な施行に向け、有識者検討会や関係府省庁会議における議論等を踏まえ、8年1月に制度の詳細な全体像を示す「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定・公表しました。同年12月25日の施行に向け、こども家庭庁においては、対象事業者・従事者を対象とした研修教材や事務手続マニュアル等の作成・公表を進めるとともに、対象事業者・従事者、児童生徒等、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報等を実施しているところです。

文部科学省としても、こども家庭庁と連携しつつ、児童生徒等を教育職員等による性暴力の犠牲者とさせないという断固たる決意で、様々な施策の実施に全力を尽くしてまいります。

（４）ハラスメントの防止措置

労働施策総合推進法等に基づき、パワーハラスメント等の職場におけるハラスメントの防止に関して必要な措置を講ずることが事業主である教育委員会等に義務付けられています。文部科学省では各教育委員会に対して、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関して、防止措置を確実に実施するよう指導を行っており、その結果、法令上義務とされている措置については、全都道府県・指定都市で実施されています。また、パワーハラスメント等の行為が明らかになった場合には厳正に対処するとともに、服務規律を徹底するよう指導を行っています。

（５）人事評価と指導が不適切な教員への対応

①人事評価に関する取組

人事評価を適正に実施し、その結果を活用することは教職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上

* 28 児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられるとする。

につなげていく上で重要です。また、人事評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことも求められます。このため、校長等の管理職としての人材育成の観点や教職員の健康及び福祉の確保、教職員の仕事と生活の調和の実現の観点から、その評価項目に教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減、各教職員の業務分担の見直しや適正化・平準化、効率的・効果的な組織運営、教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境整備などの学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につながる適切な指導を行うことを促しています。

②指導が不適切な教員への対応

教員の職務が、児童等に対して日常的に授業を行うものであり、その指導が心身ともに発達段階にある児童等に対して、直接的かつ将来にわたって大きな影響を及ぼすものであることを踏まえ、日頃からの授業観察や、児童等・保護者からの意見等を通じて指導状況の把握に努め、指導が不適切な状態が生じている時点において、その状態を改善すべく、適切に対処することが重要です。指導が不適切な教員の認定や指導に課題のある教員に対する取組を行うに当たっては、人事評価の結果を活用するとともに、文部科学省が取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（令和7年11月28日改定）」などを踏まえて、公正かつ適正に実施するよう、引き続き各教育委員会に促していきます。

3 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

（1）学級編制と教職員定数

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒数（学級編制）や教職員の配置（教職員定数）の「標準」を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律で定めています。公立の小・中学校の学級編制の標準は、令和6年度は、小学校で1学級35人（6年生は40人）、中学校で1学級40人となっており、各都道府県教育委員会は、

これを標準として学級編制の基準を設定し、各市（指定都市を除く。）町村教育委員会は、都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。また、指定都市教育委員会は、国が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能となっており、令和6年度は、65の都道府県・指定都市において国の学級編制の標準を下回る学級編制基準による弾力的な取組が実施されています。

文部科学省では、少人数教育の推進、いじめ問題や特別支援教育の充実といった様々な教育上の課題に対応するため、これまで幾次にもわたって学級編制の標準や教職員定数の改善を重ねてきました。

平成29年3月には義務標準法を改正し、これまで加配定数で措置していた障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修に係る定数の基礎定数化を実施し、発達障害や日本語に課題のある児童生徒に対するきめ細かな指導の充実や、教師の質の向上に必要な研修体制の充実を図っています。

また、令和3年3月に義務標準法を改正し、公立小学校の学級編制の標準を引き下げ、35人学級を計画的に整備しています。7年度にこの小学校の35人学級の整備が完了することを踏まえ、財源確保とあわせて、8年度からは中学校での35人学級の推進にも着手することとしました。

令和7年度予算においては、この小学校35人学級の計画的な整備に加え、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や、教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革のため、小学校における教科担任制の強化（これまでの高学年に加え、第4学年にも拡大）等に必要な教職員定数の改善5,827人を計上し、教師を取り巻く環境整備を進めることとしています。

このほか、退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材が、支援スタッフとして学校教育活動に参画する取組を支援しています。令和7年度予算においては、教員業務支援員の全小・中学校への配置（2万8,100人）に加え、副校長・教頭マネジメント支援員の配置（1,300人）に係る予算を計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

第14節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興

1 幼児教育の現状

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重

要なものであり、幼児教育を担う幼稚園、保育所、認定こども園は我が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。令和7年5月1日現在、全国で8,225園の幼稚園が

あり、約69万人の幼児が在園しています。また、満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園については、同年5月1日現在、全国で7,673園があり、約88万人の乳幼児が在園しています。保育所については、同年4月1日現在、全国で2万3,258園があり、約181万人の乳幼児が在園しています（図表2-2-12）。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化を実施し、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されています*²⁹。

図表2-2-12

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の園数及び園児数等

区 分		幼稚園 ^{※1}	幼保連携型認定こども園 ^{※1}	保育所等 ^{※2}
施設数		8,225	7,673	39,975
在園児数 (人)	計	689,609	875,976	2,678,417
	0歳児		30,993	130,437
	1歳児	—	103,293	946,659
	2歳児		123,537	
	3歳児	210,275	202,725	
	4歳児	224,558	203,251	1,601,321
	5歳児	254,776	212,177	
教員・保育教員等数 (人)		80,188	157,287	353,943

(出典) ※1

文部科学省学校基本調査(令和7年5月1日時点)

※2

「施設数」及び「在園児数」についてはこども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日時点、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等を含む)、「教員・保育教員等数」については厚生労働省社会福祉施設等調査(令和6年10月1日時点、保育所等における保育士の常勤換算従事者数)

2 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続について

(1) 幼児教育の充実に向けた取組

幼児教育の重要性に鑑み、教育基本法においては、国や地方が幼児期の教育の振興に努めることが定められ、学校教育法においては、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることが定められています。

全国的に一定の教育水準を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、国は学校教育法に基づいて幼稚園教育要領を定めています。子供の育ちの変化や社会の変化に対応して、おおむね10年ごとに見直し、平成29年3月に幼稚園教育要領を公示し、30年4月から実施しています。幼稚園教育要領については、5領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）のねらい及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において

育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化等を行いました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針についても幼稚園教育要領との一層の整合性を図った上で、29年3月に公示しました。

質の高い幼児教育を実践するためには、幼児を日常的に指導する教師等の養成が重要です。令和7年9月より、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会及びその下に設置された幼児教育作業部会において、幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方について検討が進められています。具体的には、①教職課程について、保育士養成課程とのさらなる整合性の向上、②幼保で連携した地域における人材確保体制の構築、③施設類型や設置者を問わない幼児教育の質向上のための現職教員らへの研修とその体制整備等の具体的な方策について議論がなされました。

このほか、文部科学省では、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に向けて、様々な事業を実施しています。7年度には、①幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業、②幼児教育が小学校以降の子供の発達や学習・生活へ与える影響について検証する幼児教育に関する大規模縦断調査や、国立教育政策研究所内に設置した「幼児教育研究センター」におけるTALIS（OECD国際教員指導環境調査）の分析を含む調査研究の推進や研究成果の普及、③幼稚園教諭の「職」の魅力向上のための園務改善の実証事業や、大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業など、幼児教育における人材確保・キャリア形成のための取組、④幼児教育における教育課題に対応するための調査研究等、⑤幼稚園におけるICT環境整備、⑥私立幼稚園における子供の安全を確保するための防犯対策等の施設整備への支援等を行っています。

また、近年の幼児教育を取り巻く環境変化に対応し、幼児一人一人に応じた指導をより一層充実させるため、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を公布し、令和8年4月より、幼稚園の学級編制の基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げました。

加えて、幼児教育を担う人材は、質の高い幼児教育の実践の根幹をなす存在であることから、優れた人材を確保・定着させることが重要です。文部科学省では、幼稚園教諭等の処遇改善について、これまでもこども家庭庁と連携して継続的に改善を行っており、令和7年度こども家庭庁補正予算では5.3%の改善が実施されました。8年度予算においても、財源を確保した上でこれを反映しております。また、子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚

* 29 参照：第2部第2章第3節

園については、私立高等学校等経常費助成費補助の幼児一人当たり単価を増額したほか、継続的な質上げへの支援を進めるなど、支援の充実を図っています。

(2) 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業

0歳から18歳までの学びの連続性を踏まえつつ、施設類型を問わず全ての子供に格差なく質の高い学びを保障するため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を推進することが重要です。こうした点を踏まえ、令和4年度から3年間、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施・評価・改善等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を実施しました。この取組の全国展開を図るため、7年度から、地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の推進に向けた体制整備へ支援を行っています。具体的には、地方自治体において設置者や施設類型を問わず幼児教育の質の向上を図る拠点である「幼児教育センター」を設置・活用し、「架け橋期のカリキュラム」の作成等を支える「架け橋期のコーディネーター」等の人材配置や、研修の実施等に係る経費を支援しています。8年度以降も、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に係るこれらの取組を進める各地域の体制整備を支援してまいります。

3 子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援制度は、必要とする全ての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

私立幼稚園は、地域の実情や収支の見通し等を踏まえて、子ども・子育て支援制度への移行を自由に選択できるようになっており、その際には、①幼稚園のまま移行するか、②保育機能を付加した認定こども園となって移行するかを選ぶことになっています。令和7年4月1日現在で、7,623園中、70.9%（5,405園）が同制度に移行しています。

文部科学省では、関係省庁等と連携しつつ、希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行っているほか、幼稚園等における預かり保育等に係る補助の充実や幼稚園のまま保育を必要とする0歳から2歳児を定期的に預かる仕組みを継続して実施しています。また、こども家庭庁において、「こども誰でも通園制度」を本格実施（給付化）しています。文部科学省としても、同庁と連携して幼稚園等における制度の活用を推進してまいります。

引き続き、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧に受け止めながら、制度・運用の周知・改善に努めていきます。

第15節 障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の現状

1 学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について

文部科学省が実施している「学校基本調査」について、平成11年度以降、参考資料として公表している「年次統計」に掲載してきた「大学（学部）進学率」等の12の指標において、特別支援学校に関する数値が適切に含まれていなかったことから、算定式を修正するとともに、過去の数値に遡って修正を行い、令和7年12月に公表しました^{*30}。

また、過去の経緯についても調査を行った結果、確認できた中で最も古いものは、昭和46年度の「文部統計要覧」（文部省官房統計課）に掲載された「高等教育就学率」であり、その算出には当時の盲・聾・養護学校に係る数値が含まれていなかったこと、また、昭和40年代には、まだ、盲・聾・養護学校の卒業者の進学状況が把握されていませんでしたが、その後、昭和50年度から、盲・聾・養護学

校から大学等への進学者数を把握し始めてからも見直しが行われていなかったことが分かりました。

長年にわたり、「大学（学部）進学率」等の算定に特別支援学校に関する数値を含めていなかったこと、また、その算定式は公開されており、誰でも知りうる状況にあったにもかかわらず、問題点の認識に至らず、漫然とその状態を放置していたことは不適切であったことを反省点とし、今後は、統計や統計結果を用いた各種指標の算定について、従来の考え方に問題がないか常日頃から確認し、不断に見直しを行ってまいります。

また、学校基本調査以外の調査についても、特別支援学校の扱いについて同様に改善を図るべきものや見直しの検討が考えられるものがないかを確認し、該当する調査については、学校現場の負担にも配慮しながら、見直しを行い、必要な措置を講じているところです。

文部科学省では、今回の事案を踏まえ、その反省を省全体で共有するとともに、統計業務の質の一層の向上を図る

* 30 学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1404832.htm

ための専門家会議の開催や統計分析アドバイザーの増員による外部のチェック機能の強化や、省内の統計担当部署と統計活用部署との連携強化などの統計業務の改善を図っているところであり、再発防止を徹底してまいります。

2 特別支援教育の現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、連続性のある多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、「通級による指導^{*31}」においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮を含め、必要な支援を行う必要があります。

なお、特別支援学校の在籍者数（幼稚部・小学部・中学部・高等部）は約15.9万人（令和7年5月1日現在）、特別支援学級の在籍者数（小・中学校）は約42.0万人（同年5月1日現在）、通級による指導を受けている児童生徒数（小学校・中学校・高等学校）は約20.3万人（5年度通年）となっています。

3 一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導の充実

（1）連続性のある多様な学びの場の整備と適切な支援体制の構築

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある多様な学びの場が提供されており、文部科学省としては、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導が提供されるよう、制度の整備を進めています。

特別支援学校は、幼稚園、小・中学校及び高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としており、特別支援学校学習指導要領では、障害の特性や状態等を踏まえた教育課程の編成に関する留意事項や、障害種ごとの配慮事項等を示しています。特別支援学校学習指導要領等の改訂については、令和6年12月

の中央教育審議会諮問を受けて、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に特別支援教育ワーキンググループを設置し、改訂に向けた専門的な検討を進めています。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしています。また、令和5年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」においても、障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用するため、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進することを明記しました。

また、通常の学級を含めて、全ての学びの場に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、校内支援体制の整備を進めていくことが重要です。

そのため、各学校において、校長のリーダーシップの下、特別支援教育に関する校内支援体制を整備することや、通級による指導の充実に取り組んでいただきたい旨を通知しました（令和6年9月6日付け 初等中等教育局長通知）。

このほか、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から私立学校を含む全ての事業者において合理的配慮の提供が義務化されました。文部科学省においては、合理的配慮の具体的な事例を取りまとめた参考資料や、教職員支援機構（NITS）と連携して6年度に作成・公表した研修動画等について、各都道府県教育委員会等に対して周知を図っています。

（2）交流及び共同学習の充実

小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通

*31 通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っています。また、4年4月には、「交流及び共同学習」の重要性を改めて示しつつ、各教育委員会において、適切な就学先決定が行われるよう「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」*³²（令和4年4月27日付け 初等中等教育局長通知）を通知しました。さらに、6年度より、特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っています。

事業2年目となる7年度は13の委託団体において、発展的な交流及び共同学習の研究開発が進められました。例えば、特定の教科の授業を一定期間、全時間を合同で実施する取組や、同じ題材を扱いながらも両校の児童生徒が共に学ぶ場面とそれぞれの学校で学ぶ場面を設定する単元を計画し、継続的に共に学ぶことのできる取組など、交流の側面のみならず共同学習の側面に焦点を当てた取組が試行されました。また、こうした授業を実施するための体制構築として、両校の教師によるチームティーチングによる交流及び共同学習の実施、両校の教師による相互の授業参観や合同研修の実施、併任発令された特別支援学校教諭が小学校内で特別支援教育コーディネーターと共同で校内巡回するセンター的機能としての支援の実施などが行われ、両校の教師の専門性向上に資する取組も進められました。8年2月に中間成果報告会を開催し、各団体による取組発表等を通して、各団体における取組状況や事業2年目までに得られた成果等を全国に発信し、各地域におけるインクルーシブな学校運営に関連する取組の実施を促しました。

（3）障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

文部科学省では、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）、知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽の教科書を作成しており、知的障害者用の教科書については、令和6年度に生活、7年度に社会、理科及び職業・家庭の教科書を作成しました。なお、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができます。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等*³³の普及を図っています。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援等のため、平成30年に学校教育法等の改正等を行い、令和元年度から、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書*³⁴を使用することができることとなっています。

（4）教師の専門性の確保

特別支援教育担当教員の養成は、現在、主として大学の特別支援教育関係の教職課程等において行われています。特別支援学校教諭免許状の教職課程については、令和4年3月の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」等を踏まえ、4年7月には、教育職員免許法施行規則を一部改正するとともに、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを新たに策定しました。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員養成については、平成29年11月の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を必修化しました。

教員の資質向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所（NISE）においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、NITSにおいても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容が含まれています。さらに、都道府県等教育委員会においては、小学校等の教員等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容が含まれています。このほか、放送大学やNISE等において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されています。

令和5年度に実施した調査では、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は全体で約87.2%となっており、10年前と比べ、上昇傾向にあります。

文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭等免許状の保有率の更なる向上に向けて、採用、研修、配置等に当たっては免許状の保有状況を考慮

* 32 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和4年4月27日付け 初等中等教育局長通知）

参照：https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

* 33 教科用特定図書等：視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの。

* 34 学習者用デジタル教科書：紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材

することなどを要請しています。

また、令和5年度に文部科学省において実施した調査では、採用後10年までに特別支援教育に関する経験を2年以上有したことがない教師が、小学校において約9割、中学校において約6割、高等学校において約9割であることが明らかになりました。そのため、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めることや、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することについて都道府県教育委員会等に周知しています。

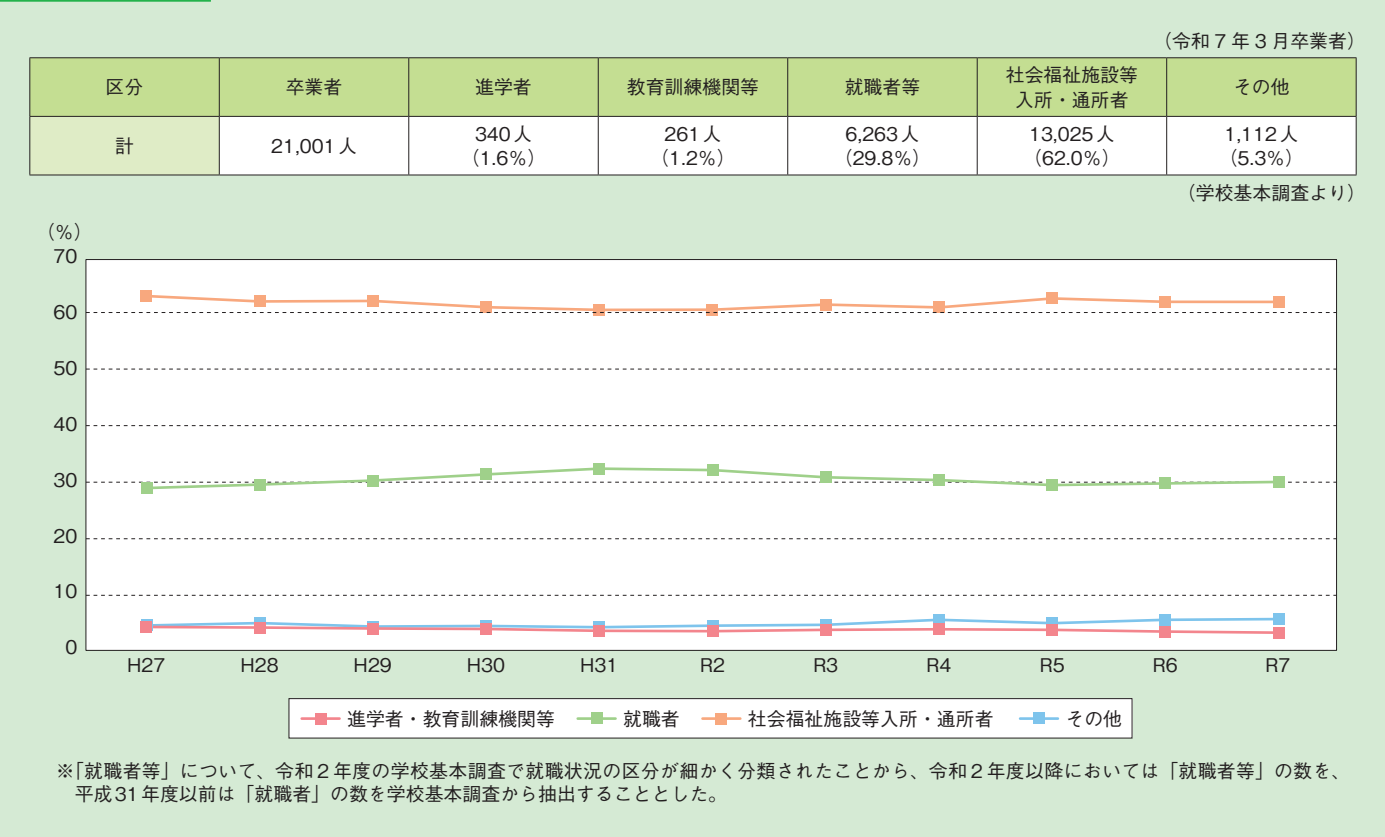
令和6年12月の中央教育審議会諮問を受けて、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程・免

許・大学院課程ワーキンググループの下に特別支援教育作業部会を設置し、特別支援学校教諭に係る教員免許状の在り方や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた専門的な検討を進めています。

(5) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人の自立と社会参加には、企業等への就労の支援が重要です。しかし、令和7年3月の特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約62.0%、就職者の割合は約29.8%となっており、近年横ばいの状況が続いています（図表2-2-13）。

図表 2-2-13 特別支援教育特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況



障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となった施策を行う必要があります。文部科学省では、厚生労働省と連携して、都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナー等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用したり、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ったりするといった取組の充実を促しています。

(6) 国立特別支援教育総合研究所（NISE）における取組

NISEは、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場等の喫緊の

課題等に対応した研究を核として活動しています。各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、通常の学級の教員を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教職員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備及び配信や、特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信教育を実施しています。また、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報を提供するため、インターネット

を活用し、発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センター」、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの構築に関する相談支援等を受ける「インクルーシブ教育システム推進センター」、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及び支援機器等教材活用に関する様々な情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」などにより情報発信を行っています。

さらに、我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国の動向を把握し、公表しています。

(7) 支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めています。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置にかかる経費の一部補助等を進めています。令和7年度においては、特別支援教育支援員について、7万6,400人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、4,900人分の配置にかかる補助を行っています。

4 地域・学校における発達障害を含む障害のある子供たちへの支援体制の整備

(1) 切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要です。文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別的教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④非常用電源等の備品の整備、⑤普及啓発等に係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進しています。

(2) 教育と福祉等の連携

発達障害をはじめ障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるようにするため、文部科学省と厚生労働省の連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト等を踏ま

え、平成30年8月に、学校教育法施行規則の改正を行い、「個別的教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしました。また、文部科学省、厚生労働省、NISE、国立障害者リハビリテーションセンターが連携してポータルサイトを開設し情報発信を行う等、教育・福祉等が連携した切れ目ない支援のための取組を行っています。さらに、厚生労働省では、教育・福祉の連携を強化し、障害のある子供とその家族の地域生活の向上を図るため、「家庭・教育・福祉連携推進事業」を令和元年度から実施しています。

令和5年4月には、こども家庭庁が発足したことも踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置され、6年4月には、3省庁連名による「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知を発出しました。また、6年度において、発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する好事例の収集及び事例集の作成等を行う調査研究事業を実施し、7年度には、教育と福祉の連携に関する取組が進んでいる自治体の取組事例を取りまとめた「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」を作成・公表しました。

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導について教員の専門性の向上が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、令和2年度から4年度まで、経験の浅い教員の専門性向上のための支援体制構築事業を実施し、3年度からは、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方に関する調査研究を実施しました。また、4年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（同年12月公表）によると、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされる児童生徒数の割合は、小・中学校では推定値8.8%（前回調査時、推定値6.5%）、今回初めて調査を行った高等学校においては、推定値2.2%でした。こうした動きを踏まえ、5年度から、効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施するとともに、7年度からは、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの切れ目のない支援体制を構築するため、幼稚園等における特別支援教育体制の構築や、学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した

効果的な支援に関する実践研究を実施しています。

（４）聴覚障害児への支援

難聴児への支援については、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されています。

このため、令和元年３月に、文部科学省、厚生労働省の両省において、難聴児への支援方策を実現するために、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、同年６月に報告を取りまとめました。同報告では、文部科学省において、特別支援学校における聴覚障害児の早期支援等に取り組むこととしており、４年２月には、この報告に基づき、各都道府県が地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するための指針となる「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成しました。

また、文部科学省では、令和７年６月に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」や「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、聴覚障害のない児童生徒等が聴覚障害や手話に関する理解を深めるための動画コンテンツを開発しました。

（５）医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にあります。このような状況の中、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和３年９月に施行され、文部科学省では、学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援しています。とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を「医療的ケア看護職員」とし、その職務内容について学校教育法施行規則に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援等を行っています。

さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を踏まえ、医療的ケア児の保護者の付添い等の負担軽減や、各自治体における医療的ケアに関するガイドラインの作成を促すための調査研究を実施する等、各学校等において安全に、安心して適切な医療的ケアを実施できる体制整備を支援しております。

（６）病気療養児に対する支援

医療の進歩等により、病院や自宅等で療養中の病気療養児を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。こうした状況の下、病気療養児の教育機会を確保するとともに、学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を進めています。

小・中学校段階については、平成30年に「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成30年９月20日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、受信側において児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せず、同時双方向型の授業配信を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとしました。さらに、令和５年３月に同通知を改正し、病気療養児のその時々々の病状や治療の状況に応じて、学校の判断で、事前に録画した授業を視聴したい時間に受講することが可能なオンデマンド型授業配信を含むICT等を活用した学習活動を実施した場合においても、同様に取り扱うことができることとしました（「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（令和５年３月30日付け 初等中等教育局長通知））。

高等学校段階については、平成27年４月、学校教育法施行規則の改正等により、一定の要件の下に行われる遠隔教育に加え、通信制課程に準じた特別の教育課程を編成すること（面接指導時間の減免のための遠隔教育・オンデマンド型の授業を含む。）により単位認定をすることができる特例制度の創設等を行っています。このうち、メディアを利用して行う授業については、令和元年に「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（令和元年11月26日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、同時双方向型の授業配信を行う場合、受信側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととしました。また、メディアを利用して行う授業については、単位修得数等の上限が定められていますが、2年4月の学校教育法施行規則の改正により、病気療養中等の生徒においては、教育機会を確保する観点から、上限を超える単位修得等を認めることとしました。さらに、5年3月に告示の一部改正及び「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」（令和5年3月30日付け 初等中等教育局長通知）の発出を行い、メディアを利用して行う授業について、同時双方向型だけでなく、オンデマ

ンド型の授業を実施した場合も単位認定できることとした。また、6年4月には学校教育法施行規則等の改正により、教育上有益と認めるときは授業に代えて通信教育を行うことができることとしているほか、単位算定に必要な対面授業時数について、弾力化を図っている。

そのほか、文部科学省では、病気療養児に対する教育機会の確保や支援体制を構築するため、令和7年度に、これらの制度の概要や遠隔教育実施のプロセスを整理したパンフレットを作成しました。

(7) 就学支援

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会では、障害のある児童生徒等の就学を支援するため、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減することを目的とし、その負担能力に応じて、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費等の特別支援学校等への就学に必要な経費の全部又は一部を負担しています。令和7年度は、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」について、補助上限額の引き上げを行いました。

第16節 地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり

1 教育委員会制度

教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民

の多様な意向の反映を実現するため、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、全ての地方公共団体（都道府県及び市町村等）に置かれています。教育委員会は、教育行政の責任者として、教育委員会を代表し、かつ、事務局を指揮監督する教育長及び四人の委員の原則五人から組織されます（図表2-2-14）。

図表2-2-14 教育委員会制度について

教育委員会制度について

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行に当たって、個人的な価値判断や特定の党派的影响力から中立性を確保することが必要。

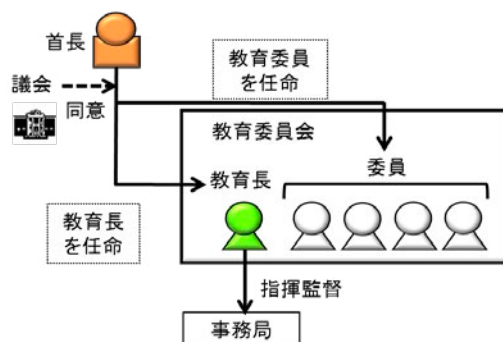
B 継続性・安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)



また、大学や私立学校に関すること、予算の編成・執行や条例案の提出といった権限を有する地方公共団体の長も地域の教育行政に関して重要な役割を担っています。教育委員会と地方公共団体の長が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たるとともに、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公共団体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議を設けることとしているほか、地方公共団体の長が、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとしています。

文部科学省では、令和5年7月に「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実にに向けた調査研究協力者会議」において報告を取りまとめたことを踏まえ

て^{*35}、6年6月に、今後の地方教育行政の方向性を示し、各教育委員会において優れた取組を実行する上で参考となる、好事例の特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するために、「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実にに向けた手引き [Vol.1.0]」を作成しました^{*36}。

2 地域と学校の連携・協働の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

第2部第1章第6節 3 (1) を参照。

(2) 地域と学校の連携・協働の現状

第2部第1章第6節 3 (2) を参照。

第17節 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本的な考え方

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そのため、文部科学省では学校教育法施行規則及び義務教育施設費負担法施行令に基づき、公立小・中学校の適正規模や適正配置について標準等を示しています（学校規模：12学級から18学級、通学距離：小学校4 km 以内、中学校6 km 以内）。

少子化の流れを受けて、公立小・中学校数はこの10年で全体の約1割に当たる約3,000校減少しています。また、標準規模に満たない学校は、小学校で約4割、中学校で約5割存在しています。今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されています。学校の適正規模・適正配置に関する取組については、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育をよりよく実現するために行うべきものであり、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、地理的要因・地域事情等を踏まえ小規模校として存続させ、地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図る場合等の複数の選択があると考えられ

ます。文部科学省では、市町村における主体的な検討の参考になるよう、基本的な考え方や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月27日に作成し、全国の都道府県に通知するとともに、文部科学省ウェブサイトで公表しました^{*37}。また、「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究を行う協力者会議を設置し、令和7年3月から令和8年3月まで議論を行い、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の改訂を見据えた「議論のまとめ」が取りまとめられました。

さらに、文部科学省では、平成26年度から、全ての地方公共団体を対象に、学校統合による学校規模の適正化や、統合困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府県・市町村教育委員会における少子化に対応した取組の状況などについて調査^{*38}を行っています。

令和5年度の主な調査結果は以下のとおりです。

- ・学校規模に関する課題を認識している市町村は74%あり、そのうち83%の市町村が課題解消に向けた対策の検討に着手している。
- ・学校規模の適正化を図る上での課題や懸念に「よく当てはまる」として回答が多かったのは、保護者や地域住民との合意形成であった。
- ・小規模校のメリットを最大化させる取組として回答が多かったのは、地域人材・地域資源を活用した地域学習の

* 35 「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けて」

参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/mext_01516.html

* 36 「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実にに向けた手引き [Vol.1.0]」

参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1402350_00004.htm

* 37 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

参照： https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf

* 38 「令和5年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」

参照： https://www.mext.go.jp/content/20240726-mtx_syoto02-000037270_002.pdf

実施であり、デメリットを最小化させる取組として回答が多かったのは、異学年集団での共同学習や体験学習の計画的な実施であった。

2 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

個別具体の学校の在り方については、児童生徒の教育方針を踏まえた上で、地域の実情等を踏まえ、学校設置者である市町村において主体的に検討されることが期待されま

す。

文部科学省においては、平成30年度から毎年度、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例の横展開、近年の政策動向等の共有を図っています。今後も、市町村の主体的な検討や具体的な取組の推進に資するよう、引き続き、様々な形で情報提供や財政支援を行っていきます。(図表2-2-15)。

図表2-2-15 支援メニュー

公立の小中学校の適正規模・適正配置関連の文部科学省の取組

〇「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

<統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得ます>

<学校統合による魅力ある学校づくり>

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆ 公立学校施設整備費

令和7年度当初予算額 : 691億円の内数
令和7年度補正予算額 : 2,552億円の内数
令和8年度当初予算額 : 678億円の内数

● 教員定数の措置

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 : 1兆6,210億円の内数（260人）
令和8年度当初予算額 : 1兆7,118億円の内数（310人）

● スクールバス等購入費補助

◆ へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度当初予算額 : 21億円
令和8年度当初予算額 : 22億円
うち、スクールバス等購入費
令和7年度当初予算額 : 6億円
令和8年度当初予算額 : 8億円

● 学校魅力化フォーラム（統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信）

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 : 1兆6,210億円の内数（135人）
令和8年度当初予算額 : 1兆7,118億円の内数（135人）

● 学校魅力化フォーラム（統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信）

<休校している学校の再開支援>

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆ 公立学校施設整備費【再掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを置いた学校を核とした地域力強化の推進

◆ 学校を核とした地域力強化プラン

令和7年度予算額 : 7,553百万円
令和8年度当初予算額 : 7,517百万円

● 部活動の地域展開等

◆ 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和7年度当初予算額 : 37億円
令和8年度当初予算額 : 57億円 ※令和7年度補正予算額 : 82億円

● 体育・スポーツ施設整備

公共施設を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化に対して補助

◆ 学校施設環境改善交付金等

令和7年度予算額 : 32億円の内数
令和8年度当初予算額 : 28億円の内数 ※令和7年度補正予算額 : 22億円

● 廃校の有効活用の推進

第18節 夜間中学

1 夜間中学の現状

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、これらの生徒に対し、義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきました。30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少しました。しかし平成28年12月7日の「義務教育の段階におけ

る普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）成立後、夜間中学の全国的な設置が着実に進められており、令和8年4月現在では、44都府県・指定都市に69校の夜間中学が設置されています。また、6年5月に文部科学省が実施した調査結果によると、1,969名の生徒が夜間中学に通っています。

2 夜間中学の（潜在的）入学希望者

令和2年の「国勢調査」（総務省）では、未就学者^{*39}は約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者^{*40}は約80.4万人いることが明らかとなっており、夜間中学には潜在的なニーズがあると考えられています。

文部科学省においては、平成27年7月に、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）について、夜間中学での受入れが可能であることを通知で示しました。令和6年5月に文部科学省が実施した調査では、559名の入学希望既卒者が夜間中学に通っていることが明らかとなり、4年度の前回調査より大幅に増加しました。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、必要な教育整備を図りつつ、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れも考えられる旨を元年10月に発出した通知に記載したところです。

また、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、夜間中学は「義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている」ことから、教育機会確保法等に基づき、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図る」ことが明記されており、義務教育を受ける機会を実質的に保障するという夜間中学の役割への期待が高まっています。

3 夜間中学の設置促進・充実に向けた取組

文部科学省では、夜間中学の設置・充実のため、以下の取組を実施しています。

- ・夜間中学を新たに設置する際に都道府県立も含めた検討が進むよう義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫補助の対象に追加
- ・教育機会確保法に基づく基本指針の策定
- ・平成29年3月に公示した中学校学習指導要領の総則に指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記するとともに、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

- ・これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、夜間中学未設置の自治体において夜間中学を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を平成30年4月に取りまとめ、ウェブサイト公表
- ・教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、平成30年11月に学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を開催
- ・令和2年度から夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始
- ・令和2年国勢調査の結果を受けて、4年6月に各都道府県等に夜間中学の設置・充実に向けた取組を一層推進するよう文書により依頼
- ・夜間中学の設置・充実を通じた教育機会の確保に向け各地方公共団体において参考となるよう平成29年1月に作成した手引（30年7月に第2次改訂）について、令和2年国勢調査の結果が明らかになったことや都道府県立夜間中学の設置など夜間中学を巡る状況にも変化が生じ、設置に向けた工夫事例も蓄積されたことから、5年1月に第3次の改訂を実施^{*41}。主な改訂内容として、令和2年国勢調査の結果、不登校となっている学齢生徒の受入れ、広報の充実、夜間中学設置までのスケジュール例を記載
- ・令和5年3月には、夜間中学の認知度を上げる広報の充実を目的として、夜間中学広報動画を作成、ウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼^{*42}
- ・令和5年9月には、「第4期教育振興基本計画」も踏まえ、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すための事務連絡を発出
- ・令和6年3月には、夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅等において授業の配信を受けられるようにすることは可能であることを周知
- ・令和6年度から9年度までの間、地方公共団体が廃校や余裕教室等の既存施設を活用して夜間中学を整備する場合における新しい支援メニューを創設
- ・新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等施策の検討のため、令和7年1月に「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」を公表

*39 小学校にも中学校にも在学したことのない人または小学校を中途退学した人。

*40 小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人。

*41 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第3次改訂版）」

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1381010_00001.htm

*42 「夜間中学 広報資料」

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00004.htm

文部科学省においては、今後も、教育機会確保法や「第4期教育振興基本計画」等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進

するとともに、夜間中学の広報の充実、既存の夜間中学における教育活動の充実や多様な生徒の受入れ拡大を図る取組を行っていきます。

第19節 学校図書館の整備充実

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない重要な役割を担っています。学校教育法には、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。

また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとしています。教科等の学びにおいては、テーマの理解を深め、様々な視点を取り入れ考察を行うために、資料や情報の利用は不可欠であり、例えば、学校図書館を活用した調べ学習や探究的な学習の実践は、情報活用能力の育成につながります。

加えて、学校図書館は、特別な配慮を必要とする児童生徒のほか、特定分野に特異な才能のある児童生徒、不登校傾向の児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒なども含め、多様な子供を包摂する学びの場、全ての児童生徒がくつろげる居心地の良い場としての支援機能を発揮することが期待されています。

これらのことを踏まえ、学校図書館が学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす学校の「中心」となるべきことが広く認知され、具体的な実践につながっていくよう取組を積極的に進めていきます。

1 学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」や「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省では、公立小中学校等における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成等に向けて、令和4年度から8年度までの第六次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

この計画の策定に伴い、公立小中学校等の計画的な学校図書館図書の整備に必要な経費として、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度199億円、5か年総額995億円の地方財政措置が講じられることとなっています。令和元年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合は、小学校

71.2%、中学校61.1%にとどまっており、文部科学省では、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各教育委員会に対して蔵書の計画的な整備を促しています。

また、第六次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、学校図書館に新聞を配備するため、単年度38億円、総額190億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

令和元年度末現在で学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校95.1%であり、文部科学省では、各教育委員会に対して学校図書館への新聞の配備を促しています。

2 学校図書館の活用を推進するための人的配置の推進

学校図書館法では、学校には学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭を必ず置かなければならない（ただし、11学級以下の学校にあっては、当分の間、司書教諭を置かないことができる）こととしています。文部科学省は、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭との連携による多様な読書活動の計画・実施を推進したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。平成26年6月に議員立法によって学校図書館法が改正され、それまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。学校司書を配置する公立小中学校の割合は近年一貫して増加しており（令和2年5月現在：小学校69.1%、中学校65.9%）、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうしたことを踏まえ、公立小中学校等に学校司書を配置するための経費として、単年度243億円、総額1,215億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

3 学校図書館の更なる整備充実に向けて

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、平成28年10月、「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられ、これを踏まえ、文部科学省では、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成しました。また、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ま

しい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成し、各教育委員会や大学等に周知を図りました。

また、令和6年12月より開催された「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」においては、8年3月、「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省では、「学校図書館ガイドライン」の改定など必要な取組を進めていきます。